

第4次十日町市男女共同参画基本計画

2023 年度～2027 年度
(令和5年度～令和9年度)



令和5年3月
十日町市

はじめに

十日町市では、平成 28 年度を初年度とする第二次十日町市総合計画に基づき、「選ばれて 住み継がれるまち とおかまち」を目指すまちの姿とし、「人にやさしいまちづくり」「活力ある元気なまちづくり」「安全・安心なまちづくり」の 3 つの基本方針を掲げています。

基本方針に掲げたまちづくりを進めるにあたり、人口減少や新型コロナウイルスの影響など、社会情勢が大きく変動する中で様々な課題を解決するためには、多角的な視点と柔軟な対応が求められます。

この時代に即したまちづくりの推進には、多様な主体が協力し、性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が重要です。

これまで十日町市では、平成 20 年の「十日町市男女共同参画基本計画（とおかまち男女共同参画推進プラン）」の策定以降、5 年ごとに計画を見直し、各事業を推進してまいりました。これまでの取り組みの成果や社会の変化によって、徐々に男女共同参画に関する市民意識も広まりつつあります。

今後も、より一層、男女共同参画の意識を浸透させるとともに、SDG s の目標にある「ジェンダー平等」を踏まえ、性別にかかわらず誰もが活躍できる十日町市を目指すための指針として、このたび、第 4 次十日町市男女共同参画基本計画を策定しました。

この計画では、「一人ひとりが自分らしく生きる元気なまち」を目標としています。地域・家庭・職場などあらゆる場面において、市民一人ひとりが男女共同参画の意識をもち、互いを認め合い、希望をもって輝ける十日町市となるよう、各施策に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました十日町市男女共同参画推進委員の皆様をはじめ、市民意識調査や各種調査、パブリックコメントなどで貴重な御意見をいただきました市民の皆様と関係者の皆様に心から感謝を申し上げ、巻頭のあいさつといたします。

令和 5 年 3 月



十日町市長 関口芳史

目次

| | |
|--|-----------|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 2 |
| 2 計画策定の背景..... | 2 |
| (1) 世界の動き..... | 2 |
| (2) 日本の動き..... | 3 |
| (3) 新潟県の動き..... | 5 |
| (4) 十日町市の動き..... | 5 |
| 3 計画の性格..... | 6 |
| 4 計画の目標..... | 6 |
| 5 計画期間..... | 6 |
| 6 計画の構成..... | 7 |
| 7 計画の進捗管理..... | 7 |
| 8 計画の体系..... | 8 |
| | |
| 第2章 基本計画の内容 | 9 |
| 基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり | 11 |
| 重点目標1 男女共同参画の意識づくり..... | 13 |
| 2 ライフスタイルや性のあり方における自己決定を尊重する意識づくり..... | 17 |
| 3 配偶者及び身近な相手からの暴力とセクシュアルハラスメント等の根絶..... | 20 |
| | |
| 基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり | 25 |
| 重点目標1 政策・方針決定の場への女性の参画促進..... | 26 |
| 2 女性の力を生かせる社会づくり..... | 30 |
| | |
| 基本目標Ⅲ 多様な生き方が選択できる社会づくり | 33 |
| 重点目標1 家庭と仕事・地域活動等との両立支援..... | 35 |
| 2 まちづくり・地域づくり等への女性の積極的な社会参画を図るための環境整備..... | 40 |
| 3 防災分野における男女共同参画の推進..... | 41 |
| | |
| 計画における指標一覧 | 42 |
| SDGsへの対応 | 44 |

第3章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

○参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

市民意識調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

計画の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

十日町市男女共同参画推進委員会 委員名簿・・・・・・・・・・52

男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・56

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・・・63

十日町市男女共同参画推進委員会規則・・・・・・・・・・・・・・69

十日町市男女共同参画庁内推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・70

男女共同参画関係年表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72

第1章

計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
 - (1) 世界の動き
 - (2) 日本の動き
 - (3) 新潟県の動き
 - (4) 十日町市の動き
- 3 計画の性格
- 4 計画の目標
- 5 計画期間
- 6 計画の構成
- 7 計画の進捗管理
- 8 計画の体系

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行や人口減少など、社会情勢が急速に変化する中、すべての人たちがいきいきと自分らしく暮らせる元気で活力ある社会を築いていくためには、性別に関係なく、誰もが多様な生き方を選択でき、その個性を輝かせ、持てる能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」を実現していくことが重要です。

本市では、平成 20 年に「十日町市男女共同参画基本計画（とおかまち男女共同参画推進プラン）」、平成 25 年には第 2 次計画、平成 30 年に第 3 次計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を進めてきました。

これまでの取組みにより、本市における男女共同参画に関する市民意識は徐々に広まりつつありますが、その歩みは遅く、依然として社会や地域における重要な意思決定の場への女性の参画は十分とは言えず、社会慣習に根差した性別による固定的役割分担意識が根強く残っているなどの課題が存在しています。

この計画は、社会経済情勢の変化やこれまでの取組みの成果及び課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをより効果的に推進するために策定するものです。

また、この計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく十日町市における「基本的な計画」と位置づけ、一体的に策定します。あわせて、平成 27 年 9 月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画（以下「女性活躍推進計画」という。）と一体のものとして策定することにより、この計画全体の実効性を高めることとします。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

<国際婦人年と国連婦人の 10 年>

1975 年（昭和 50 年）、国連はこの年を「国際婦人年」と定め、メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」で、「平等・発展・平和」を目標に、各国がとるべき政策への指針となる「世界行動計画」を採択しました。また、同年、国連総会において 1976 年（昭和 51 年）から 1985 年（昭和 60 年）までを「国連婦人の 10 年」とすることが宣言されました。

<女子差別撤廃条約と婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略>

1979 年（昭和 54 年）、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。これにより各国において男女平等に向けての具体的な施策が一層推進されることとなりました。

1985 年（昭和 60 年）に開催された「国連婦人の 10 年ナイロビ世界会議」において、残された課題を解決するための行動指針となる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

<北京宣言及び行動綱領>

1995年（平成7年）には、「第4回世界女性会議（北京会議）」が開催され、「北京宣言」及び2000年（平成12年）までの行動指針である「行動綱領」が採択されました。

<女性2000年会議と政治宣言及び成果文書>

2000年（平成12年）にニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、「行動綱領」の実施状況を検討及び評価するとともに、最終日に「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

<国連『北京+10』世界閣僚級会合>

2005年（平成17年）には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から10年にあたることを記念し、「国連『北京+10』世界閣僚級会合」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」に関する実施状況の評価・見直しを行うとともに、これらの完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。

<東アジア男女共同参画担当大臣会合>

2006年（平成18年）には、「東アジア男女共同参画担当大臣会合」が東京で開催され、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

<国連『北京+15』世界閣僚級会合>

2010年（平成22年）には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から15年にあたることを記念し、「国連『北京+15』世界閣僚級会合」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」に関する実施状況の評価を行い、これらの内容を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの「宣言」が採択されました。

<第59回国連婦人の地位委員会（『北京+20』）>

2015年（平成27年）には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から20年にあたることを記念し、第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」を再確認し、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。

<持続可能な開発のための2030アジェンダ（国連サミット）>

2015年（平成27年）に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」のゴール5として「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。

<ジュネーブ国連欧州本部女性差別撤廃委員会>

2016年（平成28年）には、ジュネーブ国連欧州本部での女性差別撤廃委員会において、日本が国連に提出した女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告の審議が行われ、委員会が評価する点や日本政府の政策等に対する見解がまとめられました。

(2) 日本の動き

<国内行動計画>

国は、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題と施策の方向を明らかにし、総合的、体系的な施策を推進してきました。

<女子差別撤廃条約批准>

1985年（昭和60年）の「女子差別撤廃条約」批准を機に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定や、日本国籍の取得要件を父系血統主義から父母両系血統主義へ変更することなどを含む国籍法の改正、家庭科の男女共修など様々な法律や制度の整備が進められました。

<男女共同参画 2000 年プラン>

1994年（平成6年）には、男女共同参画社会の形成に向けて総合的、計画的な推進を図るために男女共同参画推進本部及び男女共同参画審議会が設置され、1996年（平成8年）に男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受け、「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

<男女共同参画社会基本法と男女共同参画基本計画>

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2001年（平成13年）の中央省庁等改革により、それまでの総理府男女共同参画室は内閣府男女共同参画局へ改組され、男女共同参画審議会を発展的に継承した男女共同参画会議が設置されました。

<第2次男女共同参画基本計画>

2005年（平成17年）には、平成12年（2000年）に策定された「男女共同参画基本計画」が改定され、新たに防災や地域づくりなどの分野への女性の参画を盛り込んだ「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

<仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進>

2007年（平成19年）には、12月に開催された「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

<第3次男女共同参画基本計画>

2010年（平成22年）には、男性、子どもにとっての男女共同参画の推進や生活上の困難に直面する人への支援、地域等における男女共同参画の推進などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

<第4次男女共同参画基本計画>

2013年（平成25年）の「日本再興戦略」における成長戦略の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられ、また平成27年9月に女性活躍推進法が施行されるなどの動きの中、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

<政治分野における男女共同参画の推進に関する法律>

2018年（平成30年）には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、国や地方の議員選挙における男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

<第5次男女共同参画基本計画>

2020年（令和2年）には、経済社会環境や国際情勢の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した諸課題への対応などを踏まえた「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 新潟県の動き

<にいがたオアシス女性プラン>

新潟県は、1977年（昭和52年）に婦人問題担当窓口を設置し、1985年（昭和60年）に10年間の婦人施策の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」を策定、その後1992年（平成4年）には、これを全面改定した「にいがたオアシス女性プラン」を策定しました。

<ニューにいがた女性プラン>

1996年（平成8年）に、国の内外における女性問題解決への動きや、少子化・高齢化・国際化等の時代の流れに対応するため「ニューにいがた女性プラン」を策定しました。

<新潟・新しい波男女平等推進プラン>

2001年（平成13年）には、社会・経済情勢の大きな変化に対応するため、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画として「新潟・新しい波男女平等推進プラン」を策定し、翌2002年（平成14年）には、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、それに基づき「男女平等推進相談室」を新潟ユニゾンプラザ内に開設しました。

<新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）>

2006年（平成18年）には、男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現を目標に「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」が策定されました。

2013年（平成25年）に「第2次計画」、2017年（平成29年）に「第3次計画」、2022年（令和4年）には第4次計画が策定され、社会経済情勢等の変化を踏まえた男女共同社会の実現に向けた取組みの推進が掲げられています。

(4) 十日町市の動き

<とおかまち男女平等プラン>

2001年（平成13年）、旧十日町市で、男女共同参画社会の実現を目指すために必要な行政の取組みを明らかにした「とおかまち男女平等プラン」を策定しました。

2005年（平成17年）4月1日に、5市町村の新設合併により新市が誕生し、合併前の5市町村でプランを策定していたのは旧十日町市のみであったため、「とおかまち男女平等プラン」を、合併後も継続して取り組むことになりました。

<十日町市男女共同参画推進委員会>

2005年（平成17年）に、とおかまち男女平等プランの策定や推進、男女共同参画施策の推進に関して意見や提言を行う附属機関として「十日町市男女共同参画推進委員会」を設置しました。

<十日町市男女共同参画基本計画（とおかまち男女共同参画推進プラン）>

2008年（平成20年）3月に、「一人ひとりが自分らしく生きる元気なまちづくり」を目標

に、2008年度（平成20年度）から2012年度（平成24年度）までの5年間を計画年度とする「十日町市男女共同参画基本計画（とおかまち男女共同参画推進プラン）」を策定しました。

その後5年間を計画年度とし、2013年（平成25年）3月に、「第2次十日町市男女共同参画基本計画（とおかまち男女共同参画推進プラン）」、2018年（平成30年）3月に「第3次十日町市男女共同参画基本計画（とおかまち男女平等みらいプラン）」を策定しました。

3 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画として位置づけられる計画です。
- (2) 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置づけられる計画です。
- (3) DV防止法に基づく市町村基本計画として位置づけられる計画です。
- (4) 「十日町市まちづくり基本条例」及び「第二次十日町市総合計画」との整合性を持ち、市における男女共同参画社会の形成促進に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画であり、市民、事業者、関係団体などと市が協働、連携しながら男女共同参画社会の実現を目指すための指針となる計画です。
- (5) 「第3次十日町市男女共同参画基本計画（とおかまち男女共同参画推進プラン）」を継承し、さらに発展させる計画です。
- (6) 市民意識調査等に基づく市民の意見や、「十日町市男女共同参画推進委員会」からの提言を基に策定した計画です。

4 計画の目標

「一人ひとりが自分らしく生きる元気なまち」

本計画の目標を「一人ひとりが自分らしく生きる元気なまち」とします。

これは、性別にかかわらず誰もが人権を尊重しあい、あらゆる分野でそれぞれの能力を発揮し、対等な関係で参画する社会を形成することにより、将来にわたって自分らしく心豊かに暮らせる元気なまちを目指すものです。

この目標を実現するために、3つの基本目標を掲げます。

I 男女平等を推進する社会づくり

II 女性が活躍できる社会づくり

III 多様な生き方が選択できる社会づくり

5 計画期間

この計画の期間は、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間とします。

6 計画の構成

計画は、「基本計画」と「実施計画」で構成します。

○基本計画

市における男女共同参画社会の実現に向けての基本的な考え方、基本的方向を示したもので、3つの基本目標、8の重点目標、21の施策及び目標指標で構成されています。ただし、実施状況や社会状況に大きな変化があった場合などは、必要に応じて見直しを行います。

○実施計画

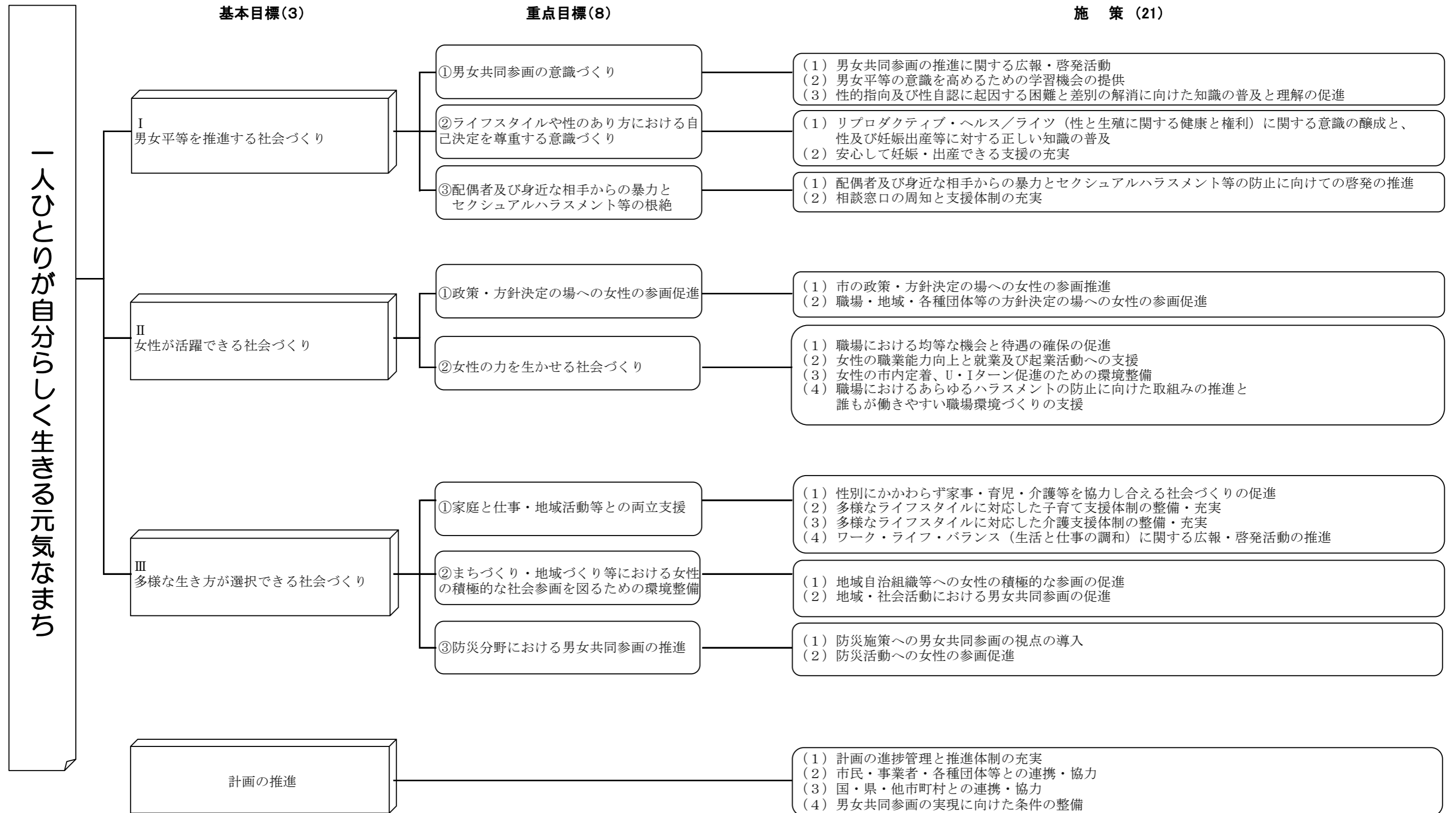
基本計画に掲げられた「基本目標」「重点目標」「施策」に基づいて、具体的に取り組むべき事業を体系化し、市の施策を総合的かつ計画的、効果的に展開するためのもので、毎年度、進捗管理を行います。

○目標指標の設定

目標指標は、計画期間内における目標をわかりやすく数値化したもので、事務事業を企画立案するときの目標となるものです。

7 計画の進捗管理

「十日町市男女共同参画庁内推進会議」が中心となり、計画の適切な進捗管理を行うとともに、その結果を市民に公表します。また、毎年度、進捗状況を「十日町市男女共同参画推進委員会」に報告し、意見・提言に基づいた検討を重ねながら、市民と協働で計画を推進します。



第2章

基本計画の内容

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

性別に関係なく、一人ひとりが社会の対等な構成員として、互いの人権を尊重し、自分らしく生きることができる社会を目指し、男女平等社会の形成に関しての理解を深めるとともに、性別に起因するあらゆる暴力の根絶と、ライフスタイルや性のあり方における自己決定を尊重する意識づくりを進めます。

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

性別に関係なく、人々があらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを進めます。特に、女性の参画が少ない政策・方針決定の場において、性別による役割分担意識や偏見の解消、社会的地位の格差是正を進めることにより、多様な人々が自分の能力を発揮できる地域としてさらなる発展を目指します。

基本目標Ⅲ 多様な生き方が選択できる社会づくり

活力ある元気なまちをつくるために、多様な生き方が選択でき、職場・家庭・地域等で性別や年齢にかかわらず共に助け合い、様々な立場で意見を出し合うことができる地域づくりを進めます。また、まちづくりや地域自治、防災分野への男女共同参画を促進していきます。

- ※ 本文中、施策名に「女性活躍推進計画」と付してある事業は、女性活躍推進法第6条第2項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」に該当します。
- ※ 本文中の資料のうち、出典の記載のないものは十日町市が実施した「令和4年度 男女共同参画に関する市民意識調査」(50 ページ参照)によります。
- ※ グラフの数値(%)は、四捨五入をしていますので、合計が100%にならない場合があります。

基本目標 I 男女平等を推進する社会づくり

男女共同参画社会の基本的な理念は、日本国憲法で保障している「基本的人権」です。この理念を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、性別に関係なく一人ひとりがお互いの人権を尊重し、個人の能力を十分発揮でき、自分らしく生きていくことができる社会づくりが重要です。

そのためには、学校教育、生涯学習を通じて男女平等意識を育み、男女平等社会の形成に関して理解を深め、人間の生命の尊さを認識するとともに、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※1」という考え方を広く社会に浸透させ、妊娠出産に対する知識を普及し、支援を充実させていくことが必要です。

また、性別に起因するあらゆる暴力の根絶に向けての取組みを加速させると同時に、近年、社会的関心が高まっている性的指向※2及び性自認※3を理由とする差別や困難の解消に向けて、LGBTQ+※4など性的マイノリティが抱える課題についての理解を促進するなど、人権に配慮した施策を進めていきます。

重点目標

- 1 男女共同参画の意識づくり
- 2 ライフスタイルや
性のあり方における自己決定を尊重する意識づくり
- 3 配偶者及び身近な相手からの暴力※5と
セクシュアルハラスメント※6等の根絶

目標指標

| No. | 指 標 | 資料 出典等 | 令和4年度 現状値 | 令和9年度 目標値 |
|-----|---|------------|------------------------------|--------------|
| I-1 | 男女の地位の平等感についての各項目で、「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた人の割合 | 市民意識 調査 | 複数項目 (社会全体において： 59.2%) | 各項目減少 |
| I-2 | LGBTQ+・性的マイノリティについて「内容まで知っている」人の割合 | 市民意識 調査 | 35.7%※7 | 増加 |

| No. | 指 標 | 資料 出典等 | 令和4年度 現状値 | 令和9年度 目標値 |
|-----|--|------------|-------------------|--------------|
| I-3 | 直近2年間に配偶者等からの暴力を受けたことがある人の割合 | 市民意識 調査 | 複数項目 (全体 3.4%) | 減少 |
| I-4 | DV被害を相談しなかった人のうち、どこに相談してよいかわからなかった人の割合 | 市民意識 調査 | 3.3% | 減少 |

- ※1 **リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)**：リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖の健康）は、その人が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを定める自由を持つことを意味します。リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の権利）とは、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のことです。1994年（平成6年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されています。
- ※2 **性的指向**：人の恋愛や性愛がどういう対象に向かうかを示す指向のこと。異性に向かう場合、同性に向かう場合、男女両方に向かう場合、いかなる他者も恋愛や性愛の対象にならない場合など多様性があります。
- ※3 **性自認**：自分がどの性別であるかの認識のこと。自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。
- ※4 **LGBTQ+**：レズビアン(女性が恋愛対象の女性)、ゲイ(男性が恋愛対象の男性)、バイセクシュアル(女性も男性も恋愛対象、または恋愛対象に性別を問わない)、トランスジェンダー(出生時に診断された性と、自認する性が一致しない人)、Qはクエスチョニング(自分の性のあり方について断定しない)またはクィア(性的マイノリティを包括する言葉。元々は「変わった、奇妙な」という意味の単語だったものが、前向きな意味で使用されるようになっていく)の頭字語と、+ (プラス) はその他にも多様に存在する性を意味します。
- ※5 **配偶者及び身近な相手からの暴力(ドメスティック・バイオレンス＝DV)**：一般的には「配偶者や恋人など親密な関係のある、又はあった相手から振るわれる暴力」という意味で使用されています。身体的暴力のみならず、言動等による精神的な暴力や経済的な暴力、性的な暴力など様々です。また、暴力を目撃したことによる子どもへの影響も問題となっています。
- ※6 **セクシュアルハラスメント(セクハラ)**：性的いやがらせ。相手の意に反した性的行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布等様々なものが含まれます。
- ※7 令和4年度の市民意識調査では「LGBT・性的少数者」の認知度を問う設問

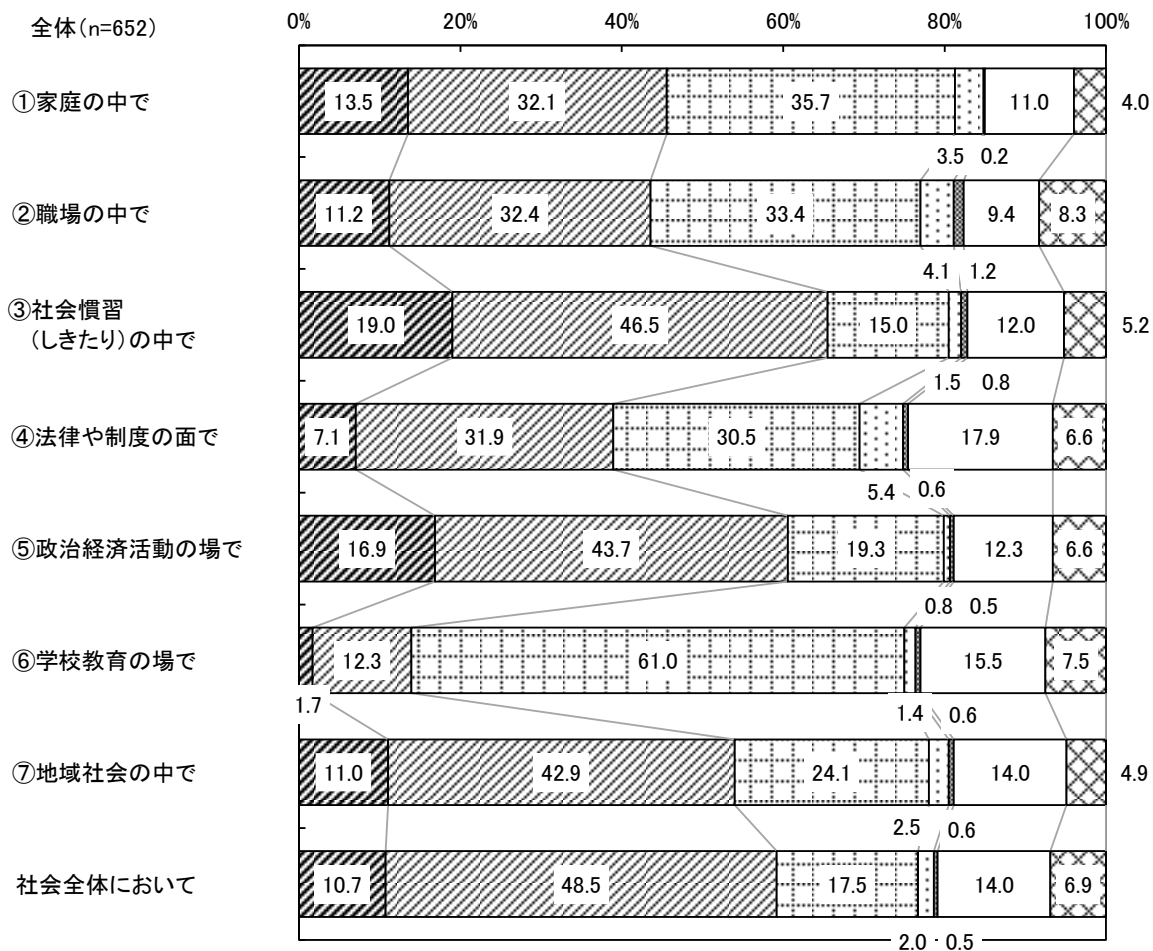
重点目標 1 男女共同参画の意識づくり**【現状と課題】**

市が実施した意識調査では社会慣習や政治経済活動、地域社会などの場面における男女の平等感について、回答者の半数以上が「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えています。特に社会慣習（しきたり）の中での平等感が低く、性別による固定的役割分担意識が、生活の様々な場面で、男女の自由な選択や活動を制限する要因や背景になっていると考えられます。

男女共同参画社会を実現するためには、性別に関係なく、一人ひとりの人間がお互いの人権を尊重し、共に責任を分かち合いながら支え合うことの大切さや、それぞれの個性や能力を生かした多様な生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。そのために、家庭や職場、教育の場、地域社会等のあらゆる場面における人権尊重と男女平等意識の啓発活動を進めていくことが必要です。

●男女の地位の平等感について（問2）

- グラフ左から順に
- 男性が優遇されている
 - どちらかといえば男性が優遇されている
 - 平等である
 - どちらかといえば女性が優遇されている
 - 女性が優遇されている
 - どちらともいえない
 - 無回答

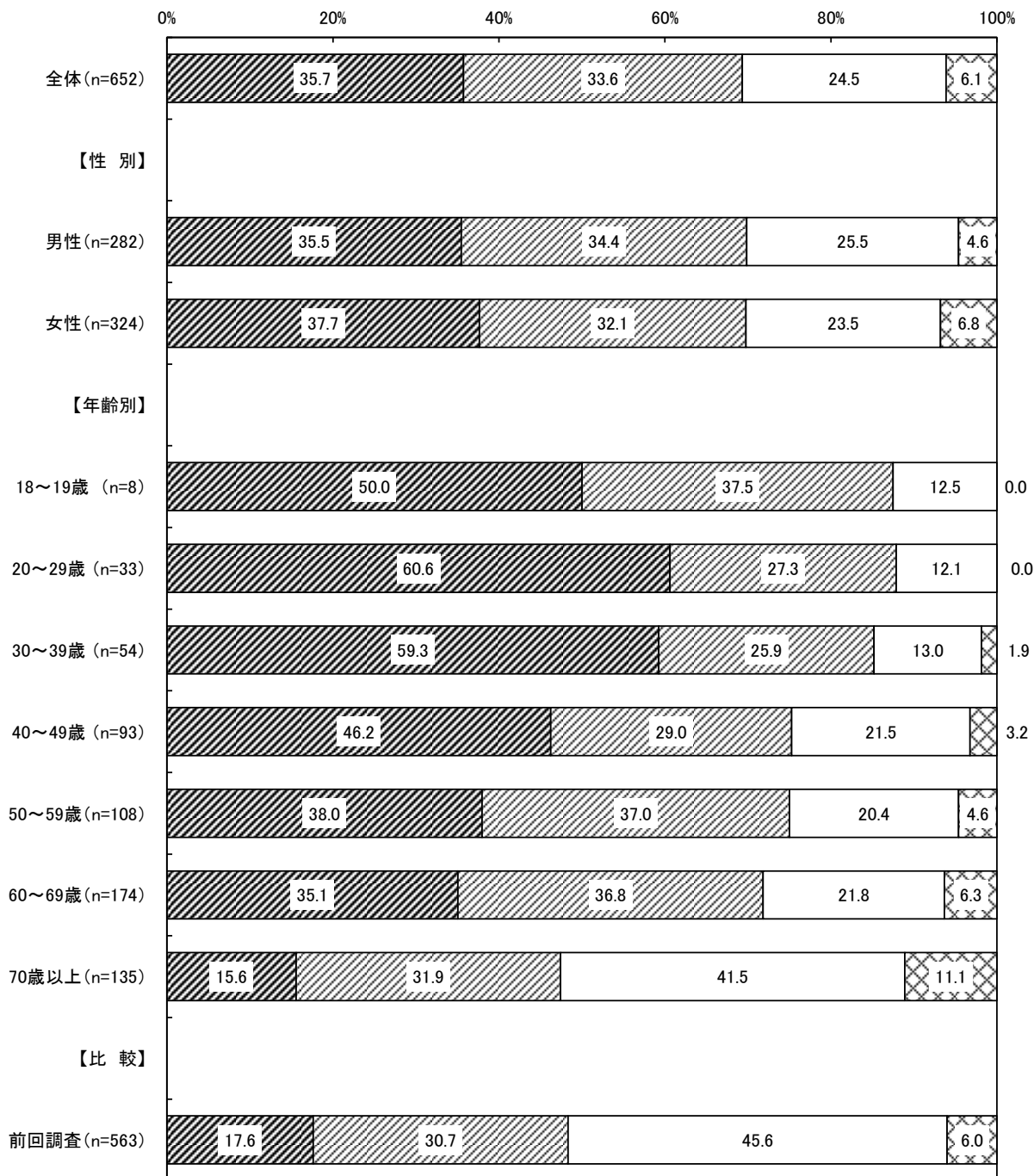


●「LGBTQ+・性的マイノリティ」の認知度（問 16）

※令和 4 年度の市民意識調査では「LGBT・性的少数者」の認知度を問う設問のため、以下参考値。

グラフ左から順に

▨ おおよその内容まで知っている ▨ 言葉を聞いたことがある □ 知らない □ 無回答



※県・国調査：設問なし

施策（１） 男女共同参画の推進に関する広報・啓発活動

<施策の展開>

- ① 市の広報紙やパンフレット、SNS・ホームページ等により、市民に向けて男女共同参画の推進について意識啓発及び情報発信を行います。 (企画政策課)
- ② 市の広報・刊行物等において、性別による固定的役割分担の意識や偏見等を招く可能性のある表現を廃止し、また、性の多様性に配慮した表現とするよう、市職員に周知します。 (企画政策課・市民生活課)

施策（２） 男女平等の意識を高めるための学習機会の提供

<施策の展開>

- ① 学校及び地域の社会教育施設等において、子どもから大人までを対象とした男女平等の意識を高めるための教育・学習を実施します。 (学校教育課・生涯学習課)
- ② 男女共同参画に資する民間団体の活動を支援します。 (企画政策課)
- ③ 職員・教員向けに研修を実施します。 (総務課・学校教育課)

施策（３） 性的指向及び性自認に起因する困難と差別の解消に向けた知識の普及と理解の促進

<施策の展開>

- ① 職員・教員向け研修を実施します。 (総務課・学校教育課)
- ② 講演会の実施等、当事者を取り巻く環境の整備・改善や周囲の理解の促進に向けた学習機会を市民に提供します。 (市民生活課・生涯学習課)
- ③ 市の広報紙やパンフレット、SNS・ホームページ等により、市民に向けた意識啓発及び情報発信を行います。 (企画政策課・市民生活課)

重点目標 2 ライフスタイルや 性のあり方における自己決定を尊重する意識づくり

【現状と課題】

市が実施した意識調査では、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」に賛成する人の割合が3割以上と、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っている状況にあります。

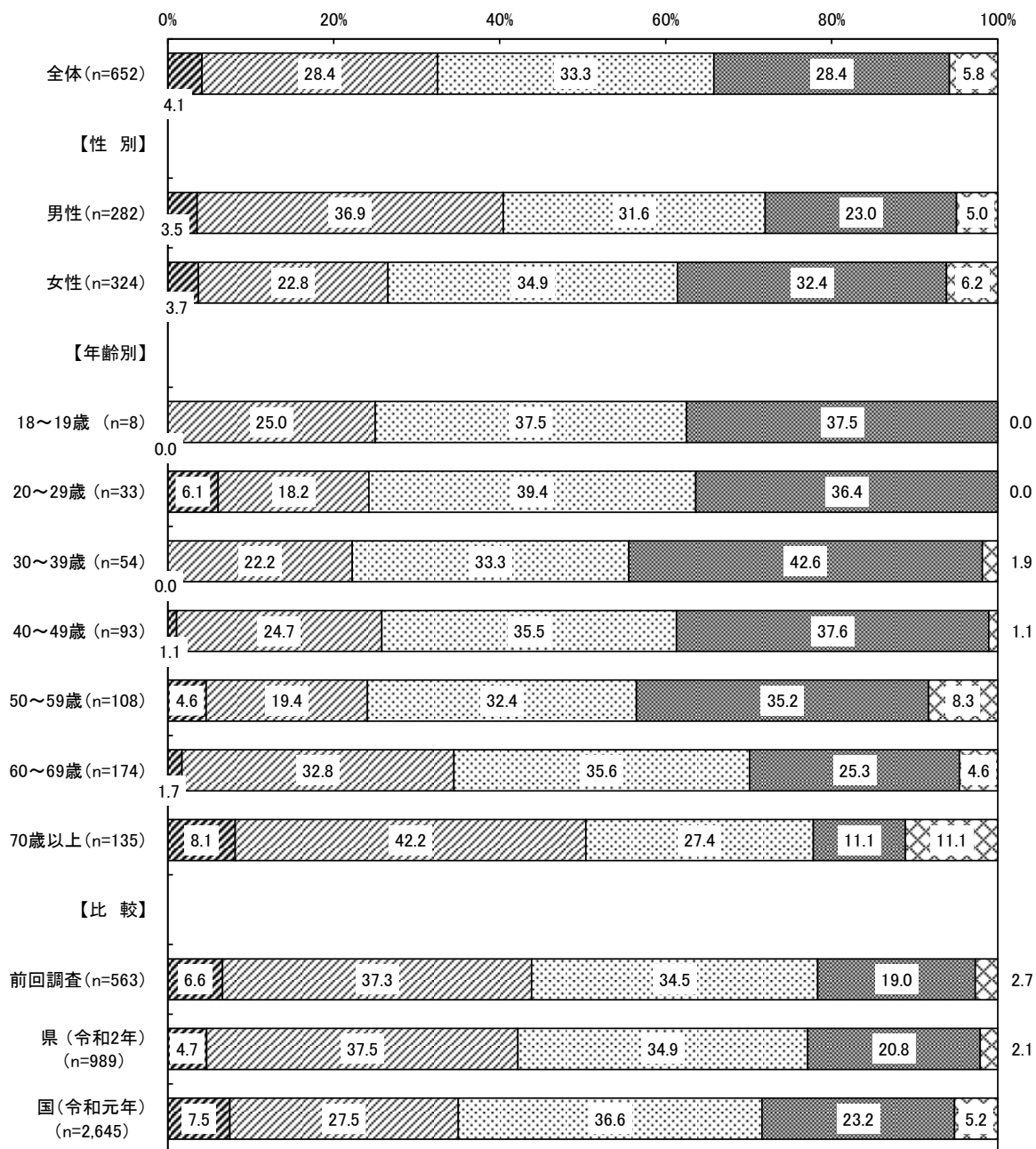
働き方や家族の形態などのライフスタイルや性のあり方は、一人ひとりが自由な意思で考え決定する権利を持っており、誰かが強制することはできません。

子どもを産み育てることは、男女双方に平等に責任があります。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する正しい知識の啓発や、思春期を中心に正しい性に対する知識を普及し、男女が命を育む場でお互いの意思を尊重していくことが重要です。

●「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」への是非（問3）

グラフ左から順に

■賛成 □どちらかといえば賛成 □どちらかといえば反対 ■反対 □無回答



※1県調査:設問は「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」
 ※2国調査:設問は「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」
 ※3国調査:選択肢「わからない」は「無回答」扱い

**施策（1）リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）
に関する意識の醸成と、性及び妊娠出産等に対する正しい知識の普及**

<施策の展開>

- ① 学校教育において、それぞれの発達段階に応じた性教育の充実に努めます。（学校教育課）
- ② 高校生を中心として性に対する講演会を実施します。（健康づくり推進課）
- ③ 広報紙やパンフレット、ホームページ等により、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の重要性について周知し、意識啓発を行います。（健康づくり推進課・企画政策課）

施策（2）安心して妊娠・出産できる支援の充実

<施策の展開>

- ① 男女双方を対象にした学習機会の提供等により、妊娠から出産後の育児まで一貫した切れ目のない支援をします。（健康づくり推進課）
- ② 不妊治療に対する支援を充実させ、不妊原因や妊娠の可能性と年齢の関係など、妊娠・不妊に関する正しい知識の普及に努めます。（健康づくり推進課）
- ③ 避妊や婦人科疾患等を含む女性の性に係る健康をめぐる様々な問題についての相談体制を充実させ、情報を積極的に提供します。（健康づくり推進課）

重点目標3 配偶者及び身近な相手からの暴力と セクシュアルハラスメント等の根絶

本項目に関する施策は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画（DV防止基本計画）」と位置づけています。

【現状と課題】

配偶者及び身近な相手からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）やセクシュアルハラスメント（セクハラ）等は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現するためには根絶すべき重要な課題です。その背景には、性別による固定的役割分担意識・経済力の格差・上下関係など、男女が置かれている状況をめぐる社会的・構造的な問題があります。

DVは、身体的暴力だけではなく、無視や乱暴な言葉などの精神的な暴力や、生活に関わる経済的な暴力、さらには児童虐待など子どもを巻き込んだ暴力も含まれることを認識しなければなりません。

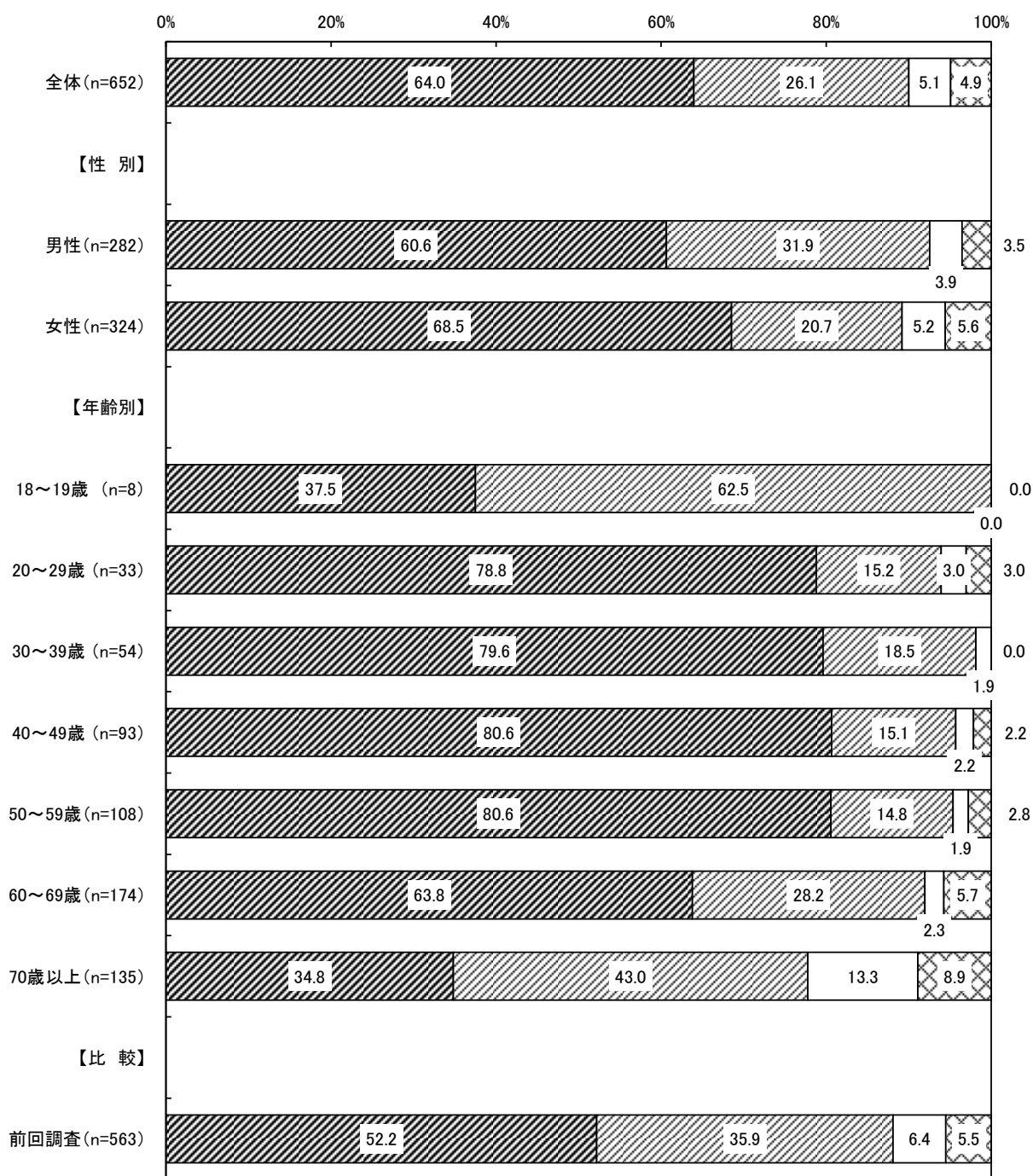
セクハラは、被害を受けた人の尊厳や名誉を傷つけ、人権を侵害するだけでなく、生活に深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為です。

DVやセクハラという事柄自体の認知度は高まりつつありますが、それらを防止し、被害者の保護を図るためには、DV等に関する知識・認識をさらに深め、根絶に向けた働きかけを行うとともに、通報・相談・保護・自立支援などの体制を充実させる必要があります。

●「ドメスティック・バイオレンス」の認知度（問 16）

グラフ左から順に

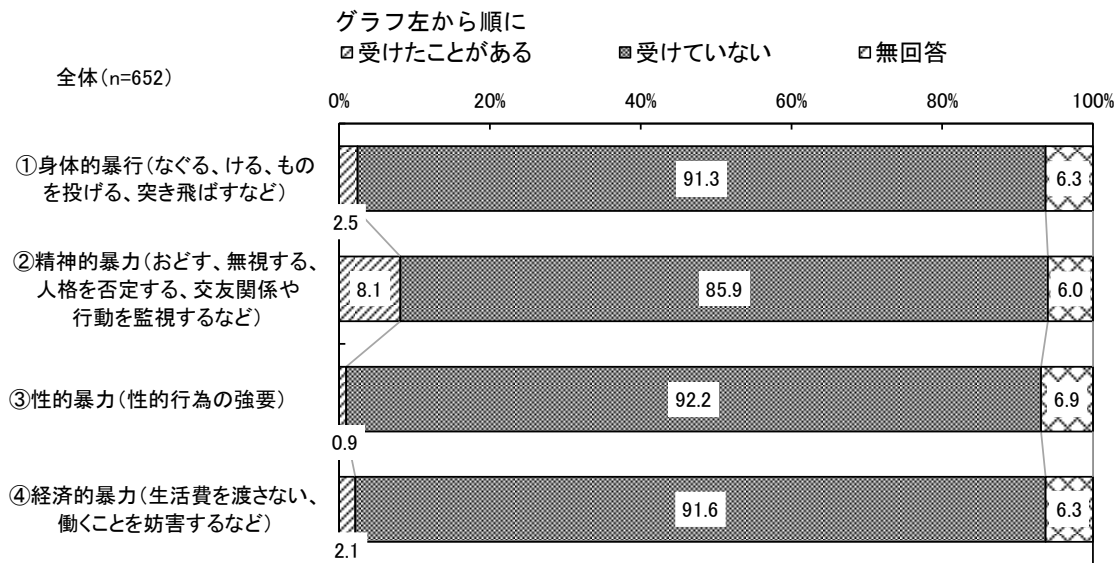
■ おおよその内容まで知っている ▨ 言葉を聞いたことがある □ 知らない □ 無回答



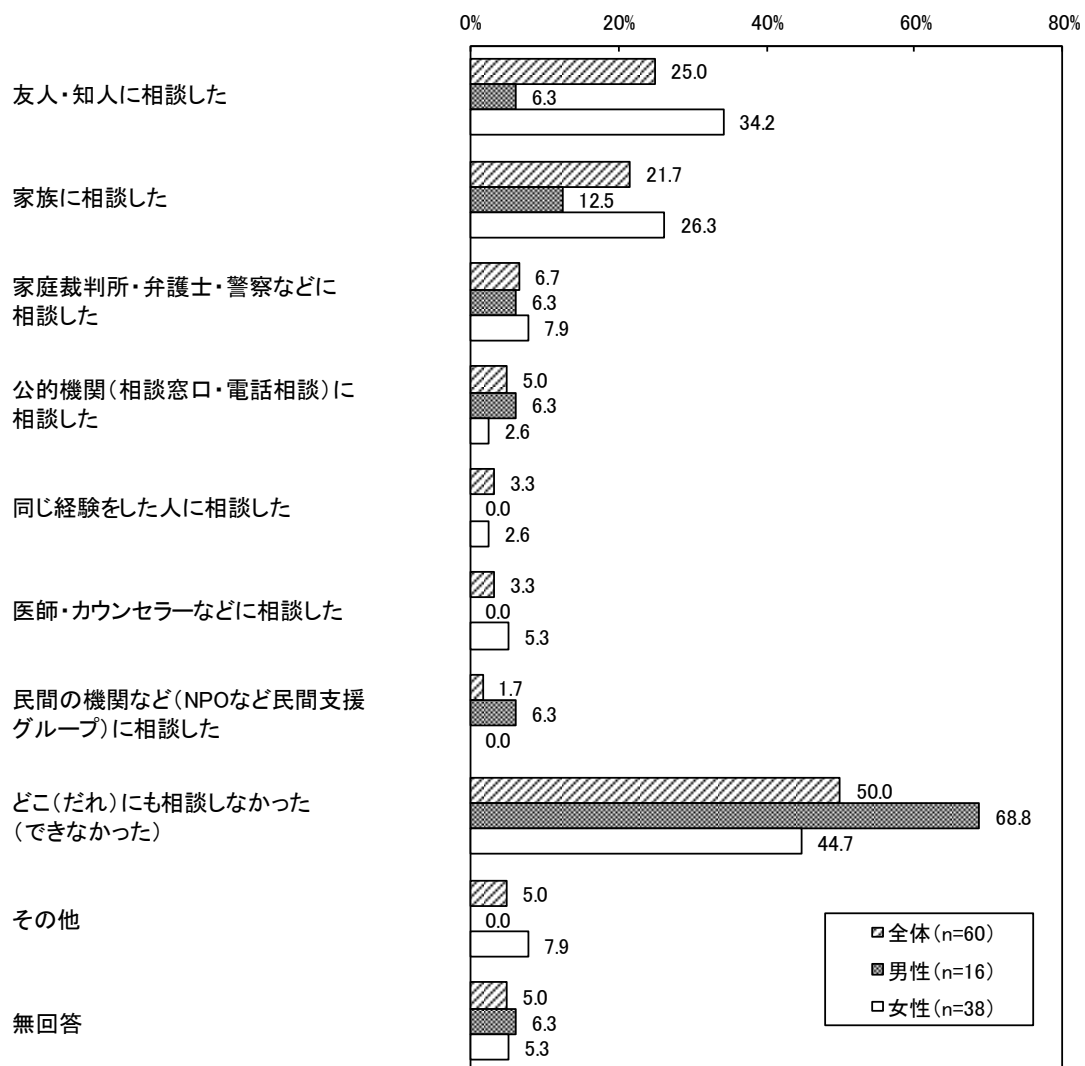
※県調査：設問なし

※国調査：設問の設定が異なるため、表を参照

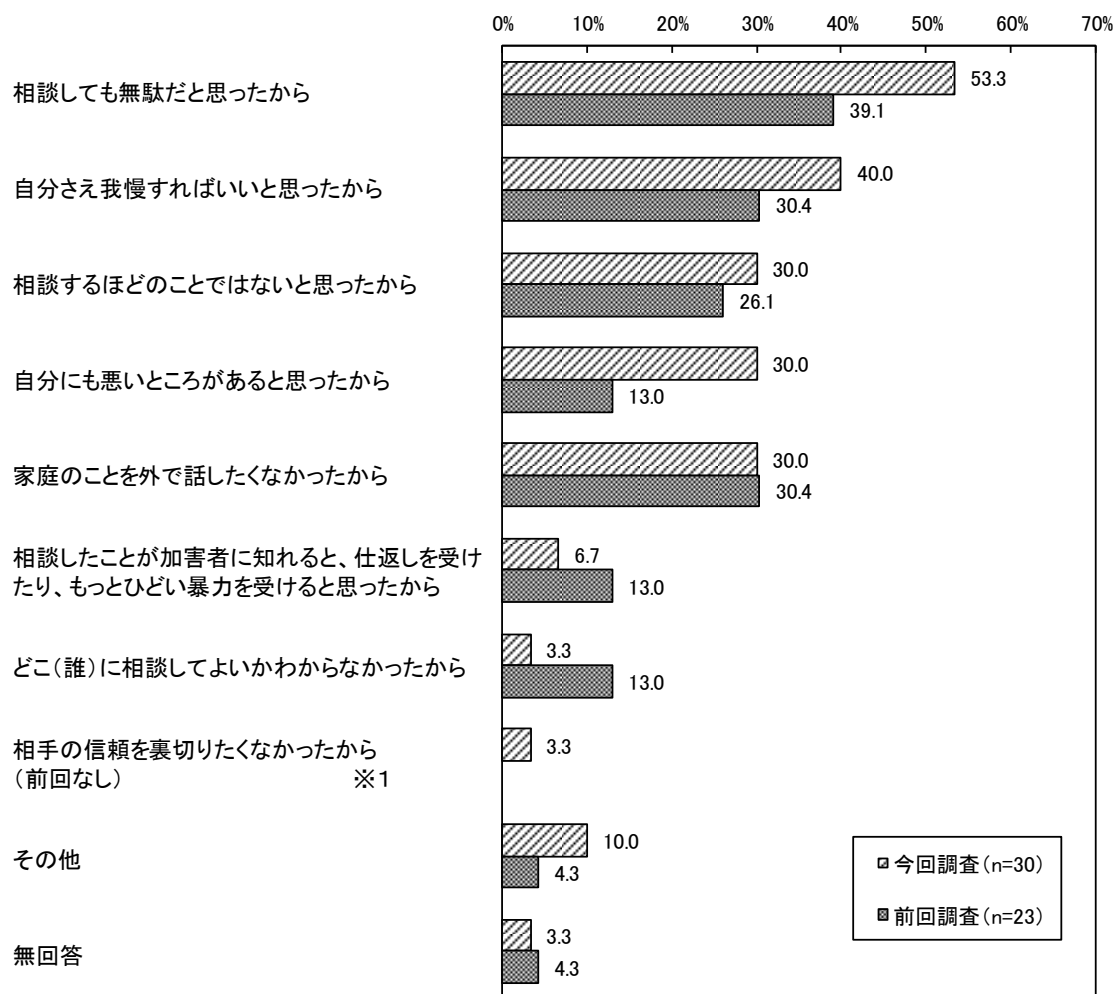
●直近2年以内のドメスティック・バイオレンスの被害経験の有無と内容（問13）



●ドメスティック・バイオレンスに関する相談相手（問14）



●ドメスティック・バイオレンスに関して相談しなかった理由（問 15）



※1: 前回選択肢なし

施策（１） 配偶者及び身近な相手からの暴力と セクシュアルハラスメント等の防止に向けての啓発の推進

<施策の展開>

- ① 市の広報紙やパンフレット、SNS・ホームページ等により、DVやセクシュアルハラスメントが重大な人権侵害であることを市民に周知し、あらゆる暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を推進します。 (市民生活課・子育て支援課・企画政策課)
- ② 若年層にも広がるデートDV※8の防止に向けて、学習の機会を提供し、根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を推進します。 (市民生活課・子育て支援課・企画政策課)
- ③ 職場におけるセクシュアルハラスメント防止のために各種関係機関が開催する研修会等の情報を提供し、意識啓発を行います。 (産業政策課)

施策（２） 相談窓口の周知と支援体制の充実

<施策の展開>

- ① 国・県・関係団体の相談窓口や支援などの情報を収集し、市の広報紙やSNS、ホームページ等で情報を提供します。 (市民生活課・子育て支援課・企画政策課)
- ② 相談活動を充実させるため、関係課と連携し、支援体制を構築します。 (市民生活課・子育て支援課・企画政策課)
- ③ 関係機関と連携を図りながら、DV等を早期に発見し、速やかに対応します。 (市民生活課・子育て支援課・企画政策課)

※8 デートDV：交際中のカップルの中で起こるDVのこと。10代、20代の若いカップルの間でも起こり、問題になっています。殴る蹴る等の身体的暴力だけではなく、強い束縛で恐怖心を与えたり、心を傷つけることなど、相手を思いどおりに支配しようとする言動や態度もDVにあたります。これらの暴力は将来、深刻な夫婦間のDVにつながる可能性も高く、防止策が急がれています。

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多様な人材の能力の活用と、多様な視点の導入が必要です。

少子高齢化が進行し、特に県内でも高齢化率の高い当市の経済活力を維持するためには、女性が持つ視点や能力を最大限に生かすことが求められています。

特に、女性の参画が少ない政策・方針決定の場において、性別による役割分担意識や偏見の解消、社会的地位の格差是正を進めることにより、多様な人々が自分の能力を発揮できる地域としてさらなる発展を目指します。

重点目標

- 1 政策・方針決定の場への女性の参画促進
- 2 女性の力を生かせる社会づくり

目標指標

| No. | 指 標 | 資料 出典等 | 令和4年度 現状値※ | 令和9年度 目標値 |
|-----|---|-------------|---------------|--------------|
| Ⅱ-1 | 審議会等への女性登用率 | 企画政策 課調べ | 25.2% | 40% |
| Ⅱ-2 | 地域団体などの役員に男性が多い理由について「社会通念上、そのような場は男性が出るものという意識が強いから」と考える人の割合 | 市民意識 調査 | 42.2% | 減少 |
| Ⅱ-3 | 市職員の係長以上に占める女性の割合 | 総務課 調べ | 13.6% | 20% |
| Ⅱ-4 | 女性の起業相談等の人数 | 産業政策 課調べ | 8人※ | 増加 |
| Ⅱ-5 | 新規就農者における女性の割合 | 農林課 調べ | 23.3%※ | 25% |
| Ⅱ-6 | 十日町市の女性の人口社会動態数 | 企画政策 課調べ | △169人※ | △150人 |
| Ⅱ-7 | ハッピー・パートナー企業の登録数 | 企画政策 課調べ | 44社 | 57社 |

※は令和3年度の数値

重点目標 1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

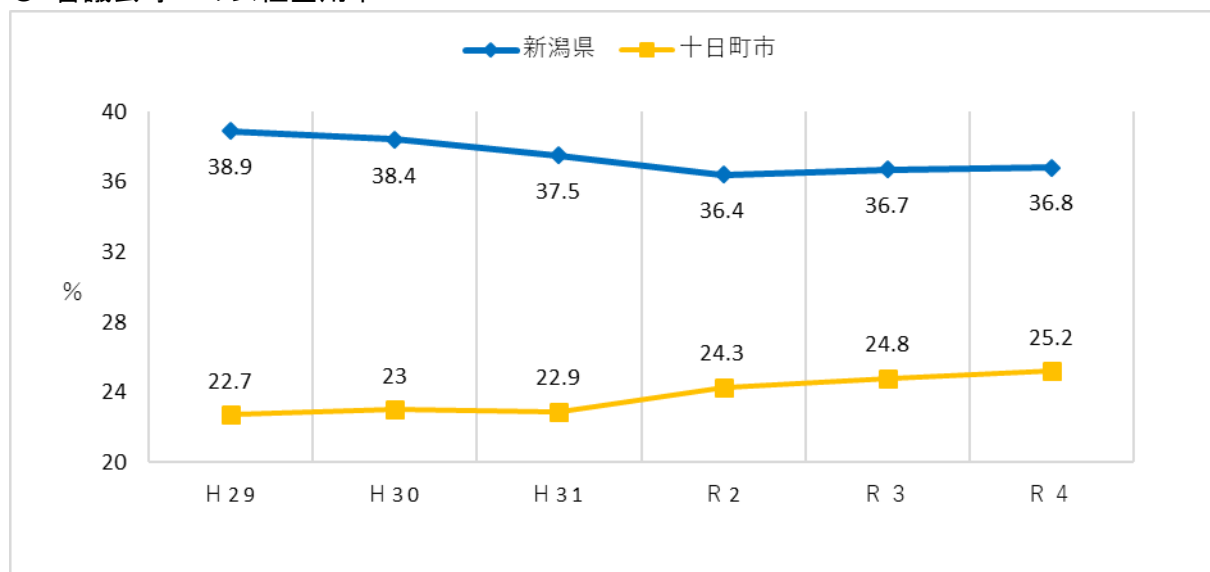
【現状と課題】

市が実施した意識調査では、「地域団体の会長などの役員を担うのは男性が多い理由」を「社会通念上、そのような場は男性が出るものという意識が強いから」と答えた人は、全体の4割以上と一番多くなっています。

一方で、「地域団体の役員や審議会の委員など、政策方針決定の場に出ることについての考え方」では、「できるだけ出たくない」「絶対に出たくない」と答える人の計が、20代以上の世代で半数以上と、男女ともに多くを占めています。このことから、女性が参画しにくい状況があるのみではなく、性別による固定的な役割分担意識によって男性への負担が大きくなっている状況があるとも考えられます。

活力ある社会を築いていくためには、政策や方針決定の場に多様な立場の人々が参画し、それぞれの視点や意見が反映される必要があります。「社会慣習」にとらわれず、現在男性に偏っている政策・方針決定の場への女性の参画を重点的に促進することが重要です。

● 審議会等への女性登用率

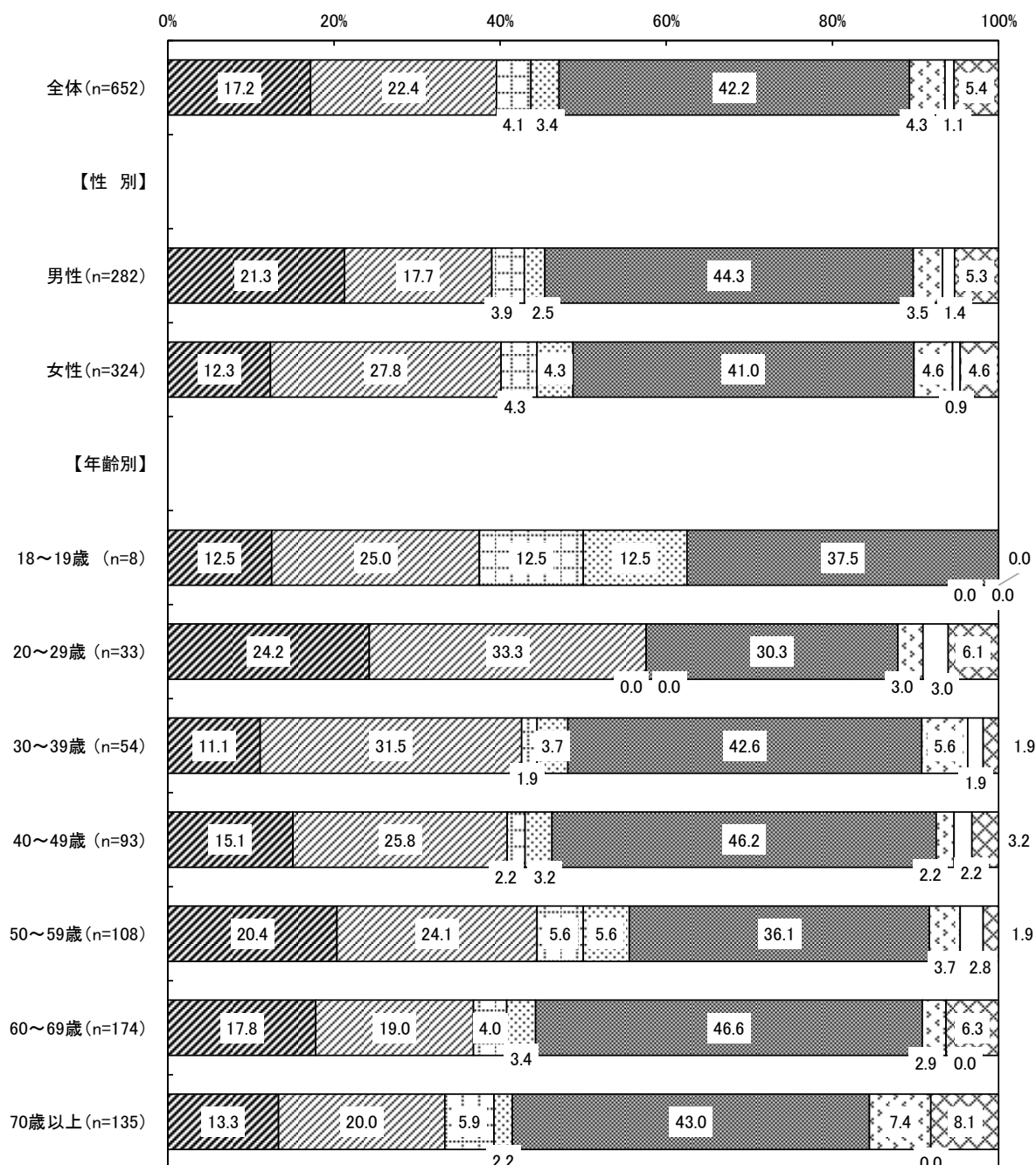


資料：市企画政策課調査

● 地域団体の会長などの役員に女性が少ない理由（問7）

グラフ左から順に

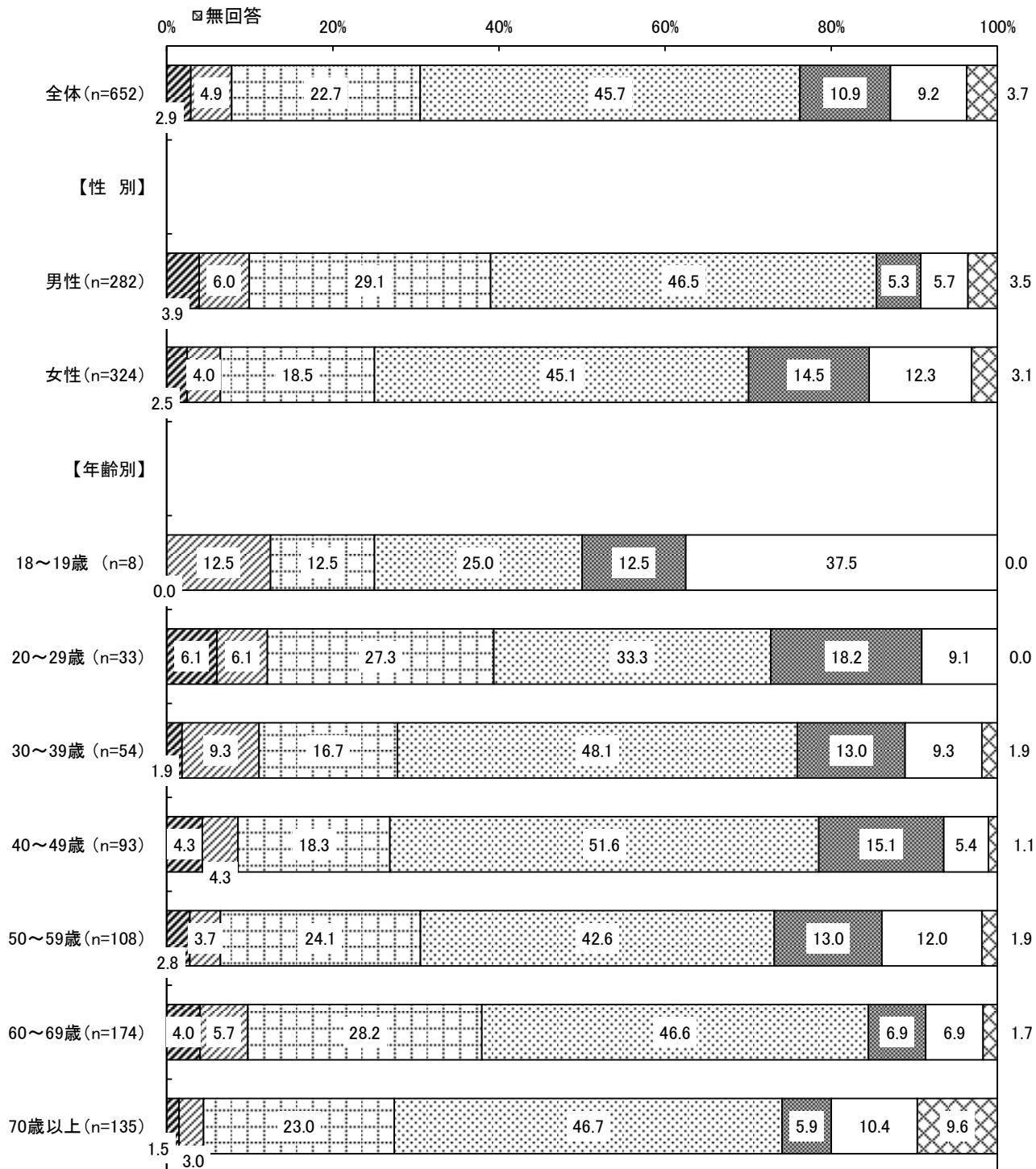
- 女性自身がそのような役職を望まないから
- ▨ 女性は家事・育児などの負担が大きく時間的余裕がないから
- ▩ 女性は、地域活動に対する知識、経験が不足していると思われるから
- ▧ 牽引力のある女性が少ないと思われるから
- 社会通念上、そのような場は男性が出るものという意識が強いから
- わからない
- その他
- 無回答



● 地域団体の役員や方針決定の場に出ることについての考え方（問8）

グラフ左から順に

- ▣ 積極的に出たい
- ▣ どちらかという出たい
- ▣ 役職や条件等によっては出てもよい
- ▣ できるだけ出たくない
- ▣ 絶対に出たくない
- ▣ わからない



施策（１） 市の政策・方針決定の場への女性の参画推進

女性活躍推進計画

<施策の展開>

- ① 「十日町市審議会等への女性登用推進要綱」に基づき、審議会等委員への女性の積極的な登用を推進します。 (全課)
- ② 市職員・教職員について、本人の適性或希望に合わせ、多様な職務を経験させ、各種研修等を充実させるとともに、女性管理職登用拡大のための環境を整備し、積極的に育成と登用を推進します。 (総務課・学校教育課)

施策（２） 職場・地域・各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進

女性活躍推進計画

<施策の展開>

- ① あらゆる機会を通じて企業、団体等に対し、女性登用の必要性や重要性に関する情報等を提供し、女性の登用等を促進します。 (企画政策課)
- ② 女性人材の積極的活用と雇用分野の拡大、管理監督的業務への登用を促進するため、講座や研修の情報提供を行います。 (産業政策課)

重点目標2 女性の力を生かせる社会づくり**【現状と課題】**

市が実施した意識調査によると、職場における男女の地位の平等感について、男性の方が優遇されていると感じる人が4割を超えています（14ページ参照）。

また、新潟県全体及び当市での人口動態において、若年層の転出は依然として高い傾向にあり、その多くは職業を事由としています。進学を契機に転出し、転出先で就職する人が多いことも考えられます。就労層の転出超過に歯止めをかけるためにも、性別にかかわらず活躍できる職場づくりの推進は、重要な課題といえます。具体的には、残業や時間外勤務の削減などに取組み、休暇を取りやすくし、多様で柔軟な働き方を選択できるよう事業主などに働きかけていくとともに、先進的な取組みをしている事例を地域に広げていくことなどが重要です。

さらに、テレワークやワーケーションなどの多様な働き方の普及を移住促進の契機と捉え、働く環境を整備し、地方移住に関心のある層に情報を発信することも重要です。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人々に、より深刻な影響をもたらしています。固定的な性別役割分担意識に起因する諸課題が一層顕在化しており、平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備が必要です。

社会全体において女性の力が存分に発揮されるよう、女性が活躍する上での障壁を撤廃し、これまで女性の活躍が少なかった分野への挑戦や起業に関する支援を促進するとともに、職業能力向上や就業の支援、移住の契機にもなり得る魅力ある職場及び地域づくりの推進が必要です。

施策（１） 職場における均等な機会と待遇の確保の促進

女性活躍推進計画

<施策の展開>

- ① 関係機関と協力し、様々な産業の事業主に対し男女雇用機会均等法や各種休暇制度等に関する情報を提供し、性別による固定的な役割分担意識の解消や意識啓発、各種制度の活用促進に努めます。 (産業政策課・農林課)
- ② 仕事と家庭生活等が両立できる職場環境づくりを啓発するため「新潟県ハッピー・パートナー企業登録制度」※9の周知と制度の活用を促進します。 (企画政策課・産業政策課)
- ③ 生活困窮者等の社会的に弱い立場にある人に対し、包括的な相談や就労支援等の各種制度を活用できるよう、関係課と連携を図ります。 (福祉課)

施策（２） 女性の職業能力向上と就業及び起業活動への支援

女性活躍推進計画

<施策の展開>

- ① 市の広報紙やホームページ等により、国や県、労働関係団体が開催するキャリアアップセミナーや、職業能力を高める講座、資格取得・技術習得などについて情報を提供します。 (産業政策課)
- ② 各種関係機関と連携し、再就職セミナーの実施や職業能力向上に向けた支援を行います。 (産業政策課)
- ③ 起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法等の相談、研修業務を行うとともに、同じ意識・環境を持つ女性の情報交換の場を提供します。 (産業政策課)

施策（３） 女性の市内定着、U・Iターン促進のための環境整備

女性活躍推進計画

<施策の展開>

- ① 市内企業や関係機関・団体等と連携し、市内での就職・起業に関する情報や移住体験談等の情報提供により、女性の市内定着とU・Iターンを促進します。 (産業政策課・企画政策課)
- ② 選ばれて住み継がれるまちを目指し、地域自治組織や各種団体に向け、性別にかかわらず誰もが活躍できる地域づくりに関する啓発活動を行います。 (企画政策課)

施策（４） 職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組みの推進と誰もが働きやすい職場環境づくりの支援

女性活躍推進計画

<施策の展開>

- ① 市の広報紙やホームページ等により、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を推進するため、広く意識の啓発を図ります。 (産業政策課)

- ② 職場における様々なハラスメント※10の防止に向けて、関係機関と協力し、企業等に対する研修機会の提供及び広報等を通じた周知啓発を行います (産業政策課)
- ③ 働き方や労働環境に関する相談窓口の周知と広報を行います。 (産業政策課)

※9 **新潟県ハッピー・パートナー企業登録制度(新潟県男女共同参画推進企業)**:男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるような職場環境の整備や、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組んでいる企業を登録する新潟県の制度。

※10 **さまざまなハラスメント**

セクシュアルハラスメント(セクハラ):性的いやがらせ。相手の意に反した性的行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布等様々なものが含まれます。特に雇用の場では、「相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、その対応によって仕事をする上で一定の不利益を与え、またその繰り返しによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

マタニティハラスメント:働く女性が妊娠・出産を理由として解雇・雇い止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのこと。

パタニティハラスメント:育児のための休暇や短時間勤務などを希望する男性が、職場で受ける嫌がらせのこと。

パワーハラスメント:同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。

基本目標Ⅲ

多様な生き方が選択できる社会づくり

少子高齢化の進行など社会環境が変化している中、性別にかかわらず誰もが、仕事と育児・介護等の家庭生活、地域活動などのバランスがとれた生活を送ることが大切です。活力ある社会を築いていくためには、多様なライフスタイルに応じた子育て、介護等の支援体制を充実させ、ワーク・ライフ・バランス（生活と仕事の調和）※11 を促進する取組みを進める必要があります。

また、多様な生き方が選択できる社会を目指すことは、様々な立場の人が互いに尊重し合い、助け合う社会を目指すことでもあります。暮らしに密着したまちづくりや地域づくり、防災の分野において、様々な立場の人が対等に参画できるための取組みを進めることが重要です。しかし、当市では、地域自治組織や各種団体などの政策や方針決定の場に女性が参画している割合が少なく、女性の意見が地域自治や防災分野で反映されにくい状況となっています。女性が積極的に参画し、その能力を発揮することができるように、積極的改善措置（ポジティブアクション）※12 も視野に入れ、女性のエンパワーメント※13 を支援していく必要があります。

重点目標

- 1 家庭と仕事・地域活動等との両立支援
- 2 まちづくり・地域づくり等における
女性の積極的な社会参画を図るための環境整備
- 3 防災分野における男女共同参画の推進

目標指標

| No. | 指 標 | 資料 出典等 | 令和4年 度 現状値※ | 令和9年度 目標値 |
|-----|---|-----------|-------------------|--------------|
| Ⅲ-1 | 現在の仕事と家庭生活や地域活動のバランスについて「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる」と答えた人の割合 | 市民意識調査 | 8.3% | 増加 |

| No. | 指 標 | 資料 出典等 | 令和4年度 現状値 | 令和9年度 目標値 |
|-----|-------------------------|--------------|--------------|--------------|
| Ⅲ-2 | 市男性職員の育児休業取得率 | 総務課 調べ | 12.5%※ | 20% |
| Ⅲ-3 | 待機児童数 | 子育て支援 課調べ | 0人※ | 0人 |
| Ⅲ-4 | 地域自治組織における女性役員の割合 | 企画政策課 調べ | 13.6% | 30% |
| Ⅲ-5 | 指定避難所担当市職員における女性職員の配置割合 | 防災安全課 調べ | 31.8% | 増加 |

※は令和3年度の数値

※11 **ワーク・ライフ・バランス(生活と仕事の調和)**：仕事と仕事を離れた個人の生活の両方について、どちらかが犠牲になることなく、それぞれをバランスよく充実させていこうという考え方。

※12 **積極的改善措置(ポジティブアクション)**：男女間の格差を是正するために必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、あらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供すること。例えば、企業においてこれまでの慣習により男女間に事実上格差が生じている場合に、その解消のため女性のみを対象とした研修を実施するなどの取組みを指す。

※13 **エンパワーメント**：「力をつけること」の意味。女性のエンパワーメントとは、女性が実力をつけ、あらゆる分野における意思決定過程へ主体的に関わっていくことにより、性差別のない新しい社会システムの構築を目指すことを指す。

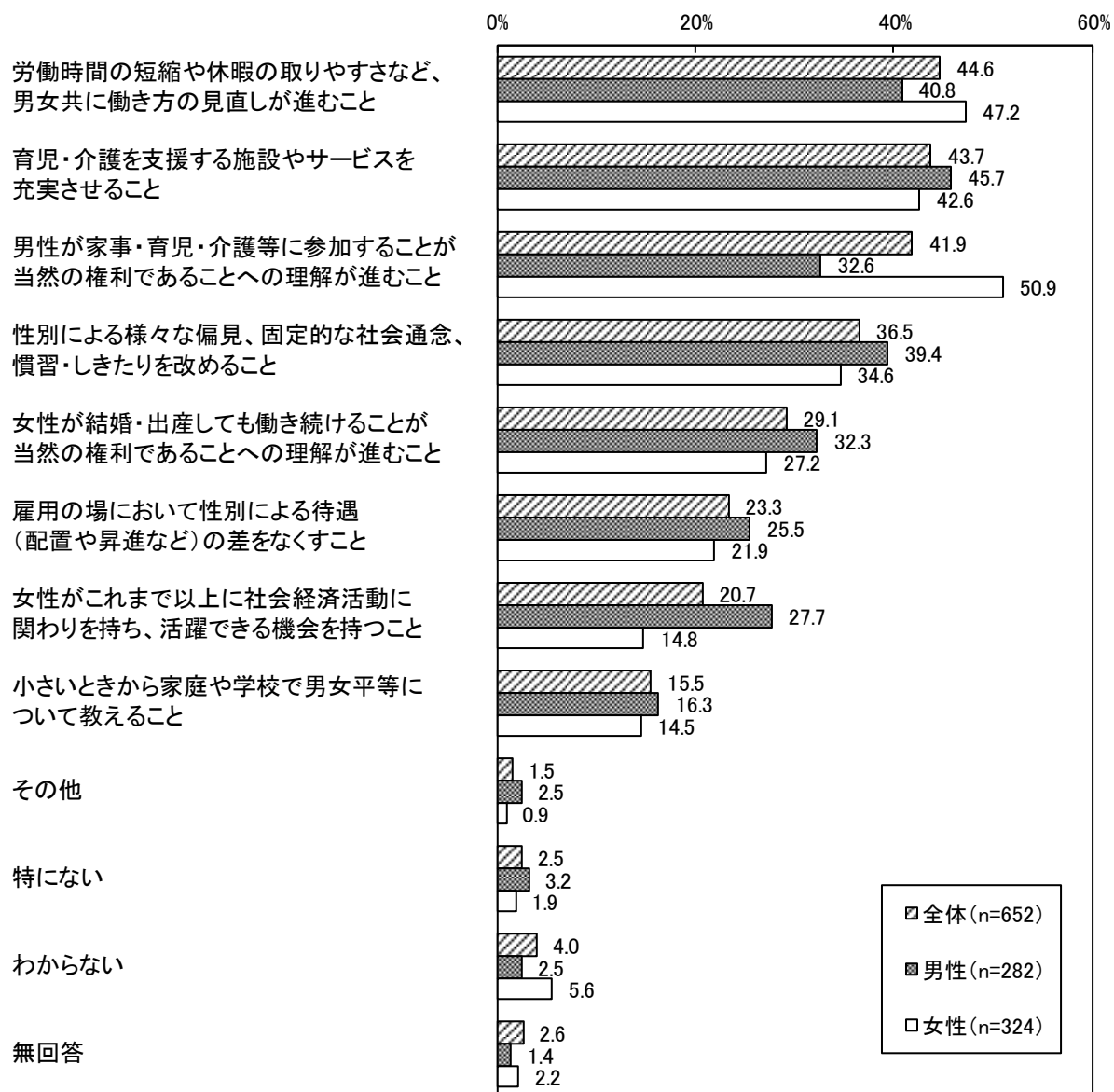
重点目標 1 家庭と仕事・地域活動等との両立支援**【現状と課題】**

市が実施した意識調査では性別にかかわらず「一人ひとりが自分らしく生きる元気なまち」の実現のために必要なこととして、全体では「働き方の見直し」が最も多く、次いで「育児・介護を支援する施設やサービスの充実」という結果でした。

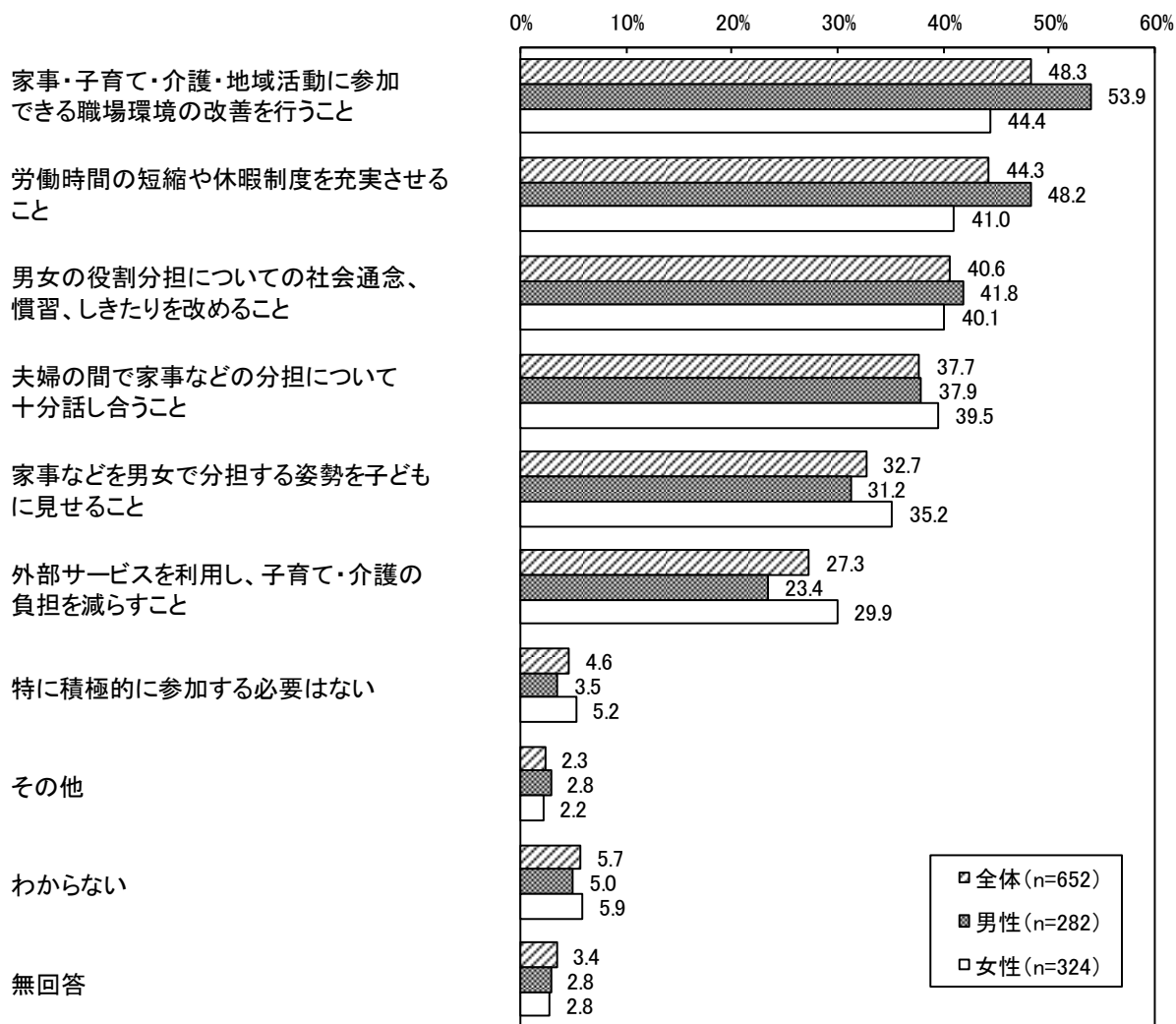
また、「仕事や家庭生活、地域活動に積極的に参加できるために必要なこと」については、「職場環境の改善」という回答の割合が最も多く、特に男性では5割以上となっています。次いで、「労働時間の短縮や休暇制度の充実」、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」が4割を超えており、性別にかかわらず協力しつつ、家庭や地域活動等をできる職場環境づくりが求められていることがうかがえます。

あわせて、多様なライフスタイルに対応し、仕事や地域活動と家庭生活の両立を進めるためには、性別や家族形態の垣根を越えて社会全体で支援するという考え方を定着させていく必要があります。

●一人ひとりが自分らしく生きる元気なまちの実現に必要なこと（問1）



●男女がともに仕事や家庭生活、地域活動に積極的に参加できるように必要なこと（問6）



**施策（１） 性別にかかわらず家事・育児・介護等を協力し合える
社会づくりの促進**

<施策の展開>

- ① 各種講座の開催や啓発活動を通じ、性別にかかわらず家事・育児・介護等を協力し合える社会づくりを促進します。
(健康づくり推進課・生涯学習課・地域ケア推進課・福祉課・子育て支援課)
- ② 家事・育児は、性別にかかわらず協力して担う必要があることの啓発と、情報提供を行います。
(企画政策課・健康づくり推進課)
- ③ 市職員・教職員が、家事・育児・介護等をより一層主体的に担えるよう、働き方の見直しを促進します。
(総務課・学校教育課)

施策（２） 多様なライフスタイルに対応した子育て支援体制の整備・充実

女性活躍推進計画

<施策の展開>

- ① 相談窓口について広く周知し、子育てを支援します。
(子育て支援課・発達支援センター・教育センター)
- ② 安心して子育てができるよう保育サービスを充実し、利用を促進するとともに、子育てポータルサイト等による手軽な情報収集の場の提供や、ファミリーサポートセンター事業等の子育て支援サービスの充実に努めます。
(子育て支援課)
- ③ 子育て世代が子育てを楽しみ、いつでも相談できる場の提供や仲間づくりを支援します。
(子育て支援課・健康づくり推進課・発達支援センター・生涯学習課)
- ④ 関係機関と協力し、事業主に対し育児休業制度に関する情報を提供し、制度理解と利用促進に努めます。
(産業政策課)

施策（３） 多様なライフスタイルに対応した介護支援体制の整備・充実

女性活躍推進計画

<施策の展開>

- ① 介護や看護について気軽に相談できる専門家の相談窓口を設置します。
(地域ケア推進課・福祉課)
- ② 高齢者が住み慣れた環境で日常生活を送れ、支える家族が安心して介護・看護ができるよう介護支援サービスや在宅福祉サービスを充実させます。
(地域ケア推進課・福祉課)
- ③ 介護者同士がいつでも相談できる場の提供や仲間づくりを支援します。(地域ケア推進課)
- ④ 事業主に対して介護休業等の制度の周知を図るとともに、市の広報紙やホームページ等により、市民に対して介護休業制度に関する情報を提供し、制度理解と利用促進に努めます。
(産業政策課・地域ケア推進課・福祉課)

**施策（４） ワーク・ライフ・バランス（生活と仕事の調和）に関する
広報・啓発活動の推進**

女性活躍推進計画

<施策の展開>

- ① 市の広報紙や SNS・ホームページ等により、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供し、市民に向け広く意識の啓発を図ります。 (産業政策課)
- ② 市が委託・発注する事業において、関係する事業者や労働者の長時間労働の是正や週休2日制の実施を念頭に、ワーク・ライフ・バランス関連認定制度を活用した評価の枠組みの導入や、余裕のある履行期限等を検討し、実施します。 (全課)
- ③ ワーク・ライフ・バランスのとれる職場づくりのため、関係機関と連携し、セミナーやコーディネーター派遣などの事業活用を促します。 (産業政策課・総務課)

重点目標 2 まちづくり・地域づくり等における 女性の積極的な社会参画を図るための環境整備

【現状と課題】

市では、地域の身近な課題は地域住民が自主的・自立的に解決を図る地域自治を進めるため、まちづくりの道標である「まちづくり基本条例」の理念に沿い、行政とともに公共を支えるパートナーとして「地域自治組織」の活動を推進しています。

地域は、家庭とともに最も身近な生活の場の1つです。少子高齢化が進行し、ライフスタイルが多様化する現代において、誰もが役割を持ち活躍できる地域社会を実現するためには、男女共同参画の視点をより一層取り入れることが必要です。しかし、当市では、地域自治組織の役員における男性の割合が9割近いなど、地域社会における男女共同参画が十分進んでいるとは言えません。

選ばれて住み継がれるまちづくりに向け、あらゆる分野において、性別にかかわらず多様な人の意見をバランスよく取り入れ、政策や方針を決定することが必要です。そのための一歩として、男性中心に偏っている現状にある、政策や方針決定の場等への女性の参画を促進することが重要です。

施策（1） 地域自治組織等への女性の積極的な参画の促進

<施策の展開>

- ① 地域自治組織の役員における女性の積極的な登用を推進します。 (企画政策課)
- ② 市の広報紙や SNS・ホームページ等により、地域自治活動に女性の参画が促進されるよう市民に向け広く意識啓発を図ります。 (企画政策課)

施策（2） 地域・社会活動における男女共同参画の推進

<施策の展開>

- ① 環境保全分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。 (環境衛生課・建設課・農林課)
- ② 地域活動やまちづくりへの女性の参画を促進するため、研修会の開催や情報発信を行い、女性の役員やリーダー等の登用の必要性及び重要性の啓発に努めます。 (企画政策課)
- ③ 地域・社会活動に女性の参画が促進されるよう、女性の参画が普及していない要因を分析し、改善に向け、広く啓発等を図ります。 (企画政策課)

重点目標 3 防災分野における男女共同参画の推進**【現状と課題】**

当市は、新潟県中越大震災や長野県北部地震、新潟・福島豪雨や度重なる豪雪など、多くの災害を経験してきました。大規模かつ頻発する災害に対して、避難所の運営においても、性別に配慮した支援の必要性など新たな課題が明らかになってきています。

防災や災害復興における政策・方針決定の場及び災害対応の現場における女性の参画を拡大し、多様な視点を取り入れるとともに、日頃の備えを含めて、男女共同参画の視点の導入・取組みが求められています。

施策（１） 防災施策への男女共同参画の視点の導入**<施策の展開>**

- ① 指定避難所担当市職員において、女性職員を一定数配置し、性別に配慮した対応ができるよう努めます。 (防災安全課)
- ② 災害時の避難所等、防災・災害復興の様々な場面において性別に配慮した対応・支援ができるよう、研修等を通じて市職員の意識啓発を行います。 (防災安全課)
- ③ 防災計画や各種マニュアル、支援策について性別によるニーズの違いなどに十分配慮した見直し・修正を行います。 (防災安全課)

施策（２） 防災活動への女性の参画促進**<施策の展開>**

- ① 自主防災組織や消防団への女性の加入が促進されるよう、情報の提供や研修会を実施し、女性人材の発掘から登用までを支援します。 (防災安全課・広域事務組合)
- ② 市の広報紙やホームページ等により、防災活動に女性の参画が促進されるよう広く意識啓発を図ります。 (防災安全課)

計画における指標一覧

計画の推進状況を的確に把握し、実効性を高めるため、「目標指標」を設定し、達成を目指す目標数値等を定めて取り組んでいきます。

| No. | 指 標 | 資料 出典等 | 令和4年度 現状値※ | 令和9年度 目標値 |
|-------|---|-------------|--------------------------|--------------|
| I-1 | 男女の地位の平等感についての各項目で、「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた人の割合 | 市民意識 調査 | 複数項目 (社会全体において：59.2%) | 減少 |
| I-2 | LGBTQ+・性的マイノリティについて「内容まで知っている」人の割合 | 市民意識 調査 | 35.7% | 増加 |
| I-3 | 直近2年間に配偶者等からの暴力を受けたことがある人の割合 | 市民意識 調査 | 複数項目 (全体3.4%) | 減少 |
| I-4 | DV被害を相談しなかった人のうち、どこに相談してよいかわからなかった人の割合 | 市民意識 調査 | 3.3% | 減少 |
| II-1 | 審議会等への女性登用率 | 企画政策課 調べ | 25.2% | 40% |
| II-2 | 地域団体などの役員に男性が多い理由について「社会通念上、そのような場は男性が出るものという意識が強いから」と考える人の割合 | 市民意識 調査 | 42.2% | 減少 |
| II-3 | 市職員の係長以上に占める女性の割合 | 総務課 調べ | 13.6% | 20% |
| II-4 | 女性の起業相談等の人数 | 産業政策課 調べ | 8人※ | 増加 |
| II-5 | 新規就農者における女性の割合 | 農林課 調べ | 23.3%※ | 25% |
| II-6 | 市内女性の人口社会動態数 | 企画政策課 調べ | △169人※ | △150人 |
| II-7 | ハッピー・パートナー企業の登録数 | 企画政策課 調べ | 44社 | 57社 |
| III-1 | 現在の仕事と家庭生活や地域活動のバランスについて「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる」と答えた人の割合 | 市民意識 調査 | 8.3% | 増加 |













| | | | | |
|-----|-------------------------|----------|--------|-----|
| Ⅲ-2 | 市男性職員の育児休業取得率 | 総務課調べ | 12.5%※ | 20% |
| Ⅲ-3 | 保育施設の待機児童数 | 子育て支援課調べ | 0人※ | 0人 |
| Ⅲ-4 | 地域自治組織における女性役員の割合 | 企画政策課調べ | 13.6% | 30% |
| Ⅲ-5 | 指定避難所担当市職員における女性職員の配置割合 | 防災安全課調べ | 31.8% | 増加 |












※は令和3年度の数値

SDGsへの対応

SDGs（持続可能な開発目標）は、2030年までに世界全体で達成すべきとして、2015年9月に国連で採択された17の目標（ゴール）です。ゴール5ではジェンダー平等の実現、ゴール11では住み続けられるまちづくりが掲げられるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組みはSDGsの目指す方向性に合致しています。したがって、男女共同参画基本計画の進捗を図ることは、SDGsの推進に資するものと考えます。

第4次男女共同参画基本計画では、計画内で示した8つの重点目標においてSDGsのゴールとの関連性を整理し、それぞれの重点目標が国際的な理念にも繋がっていることを意識しつつ、個別の施策を実行します。

| 基本目標 | 重点目標 | SDGsの17の目標 | | |
|-----------------------------|---|--|---|---|
| I 男女平等を 推進する社 会づくり | ①男女共同参画の 意識づくり | 5 ジェンダー平等を 実現しよう  | 10 人や国の不平等 をなくそう  | 4 質の高い教育を みんなに  |
| | ②ライフスタイル や性のあり方にお ける自己決定を尊 重する意識づくり | 5 ジェンダー平等を 実現しよう  | 3 すべての人に 健康と福祉を  | 10 人や国の不平等 をなくそう  |
| | ③配偶者及び身近 な相手からの暴力 とセクシュアルハ ラスメント等の根 絶 | 5 ジェンダー平等を 実現しよう  | 3 すべての人に 健康と福祉を  | 16 平和と公正を すべての人に  |
| II 女性が活躍 できる社会 づくり | ①政策・方針決定 の場への女性の参 画促進 | 5 ジェンダー平等を 実現しよう  | 10 人や国の不平等 をなくそう  | 11 住み続けられる まちづくりを  |

| | | | | |
|---------------------------------|--|--|---|--|
| | ②女性の力を生かせる社会づくり | 5 ジェンダー平等を実現しよう  | 1 貧困をなくそう  | |
| III 多様な生き方が選択できる社会づくり | ①家庭と仕事・地域活動等との両立支援 | 5 ジェンダー平等を実現しよう  | 3 すべての人に健康と福祉を  | 8 働きがいも経済成長も  |
| | ②まちづくり・地域づくり等における女性の積極的な社会参画を図るための環境整備 | 10 人や国の不平等をなくそう  | 11 住み続けられるまちづくりを  | |
| | ③防災分野における男女共同参画の推進 | 5 ジェンダー平等を実現しよう  | 10 人や国の不平等をなくそう  | |
| | 11 住み続けられるまちづくりを  | 13 気候変動に具体的な対策を  | | |

第3章

計画の推進

計画の推進

男女共同参画社会の形成を図るためには、本計画に記載した様々な取組みを、行政のみではなく、市民や事業者、団体等がそれぞれの立場から意見を出し合い、協働し、取り組んでいく必要があります。

十日町市役所内においても、計画に記載された関係課の取組みだけでなく、職員一人ひとりが当事者意識を持ち、全庁的な取組みとして施策を進めていきます。

(1) 計画の進捗管理と推進体制の充実

- ① 施策を総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画庁内推進会議をはじめ、必要な推進体制及び機能の充実を図り、計画的に遂行します。
- ② 本計画の進捗状況を評価・確認し、毎年度、男女共同参画推進委員会等において報告し、取組みの内容を審議するとともに、毎年度、計画の進捗状況の報告書を作成し公表します。

(2) 市民・事業者・各種団体等との連携・協力

- ① 市や市民、事業所、NPO、市民活動団体等各種団体が、それぞれの得意分野や特徴を生かして連携・協働することで、男女共同参画社会の実現を目指します。

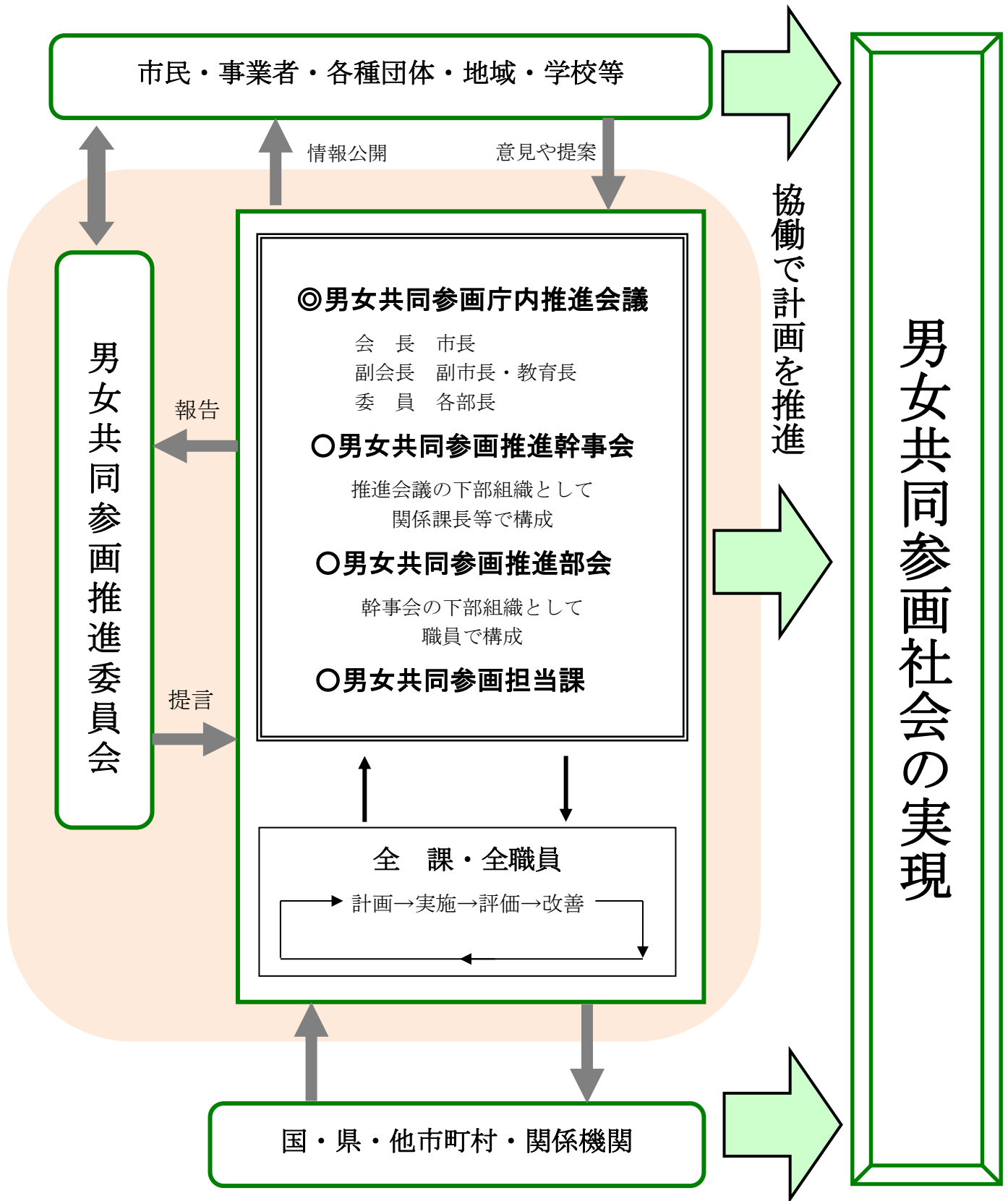
(3) 国・県・他市町村との連携・協力

- ① 国や県、他の市町村、公益財団法人新潟県女性財団等の関係機関と連携・協力して、男女共同参画の推進を図ります。

(4) 男女共同参画の実現に向けた条件の整備

- ① 男女共同参画の視点を踏まえた施策展開を推進するための職員研修を充実します。
- ② 性別による差別的取扱いや、男女共同参画社会の形成を阻害する行為に対する相談、男女共同参画社会の形成のための市政に関する苦情の申し出を受ける相談窓口を開設します。

推進体制図



参考資料

- ・ 市民意識調査の概要
- ・ 計画の策定経過
- ・ 十日町市男女共同参画推進委員会 委員名簿
- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・ 十日町市男女共同参画推進委員会規則
- ・ 十日町市男女共同参画庁内推進会議設置要綱
- ・ 男女共同参画関係年表

市民意識調査の概要

1 調査の目的

令和5年度からを計画年度とする「第4次十日町市男女共同参画基本計画」の策定にあたり、基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

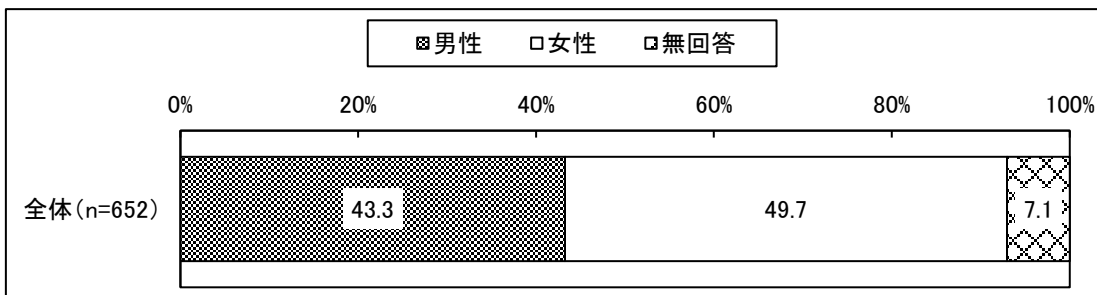
2 調査の設計

- (1) 調査対象：十日町市内に住所を有する満18歳以上の男女
- (2) 標本数：1,500人（住民基本台帳から無作為抽出）
- (3) 調査方法：郵送法（配付・回収とも）
- (4) 調査期間：令和4年3月30日～4月15日

3 回収結果

- (1) 回収数：有効回収数（率）＝652（43.5%）
- (2) 回答者の構成

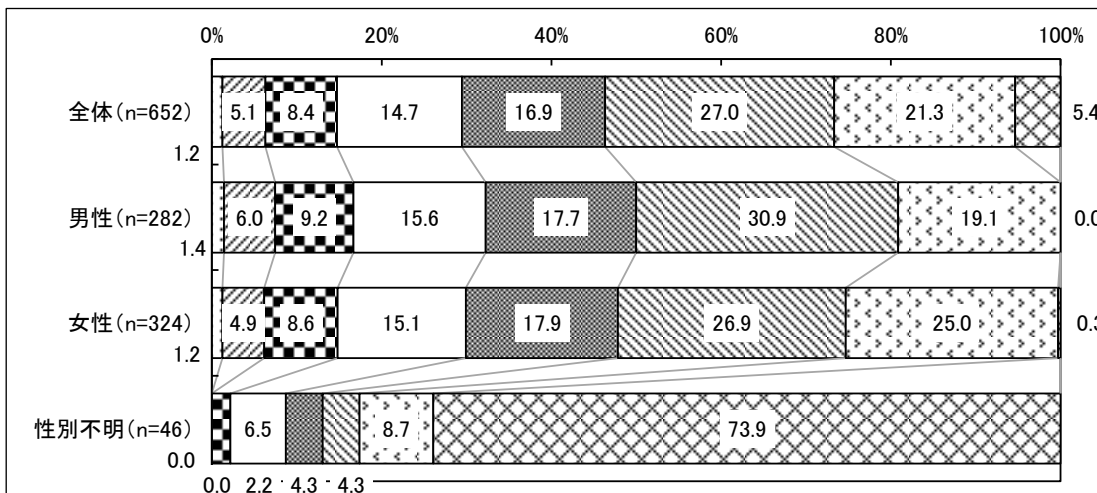
<性別>



<年齢別>

グラフ左から順に

□18～19歳 □20～29歳 □30～39歳 □40～49歳 ■50～59歳 ■60～69歳 □70歳以上 □無回答



計画の策定経過

| 年月日 | 会議名等 | 内容 |
|----------------------------------|------------------------------------|---|
| 令和4年 1月17日 | 令和3年度第1回男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」） | 第4次十日町市男女共同参画基本計画（以下第4次計画）策定体制・方針・スケジュールの協議 |
| 令和4年 1月31日 | 令和3年度第1回男女共同参画推進部会（以下「推進部会」） | 正副班長選出、第4次計画策定手順等説明 |
| 令和4年 2月7日 | 令和3年度第2回十日町市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」） | 第4次計画策定体制・スケジュール、市民意識調査の説明 ※令和3年度第1回推進委員会は8/19に開催。内容は第3次計画の進捗状況の年次報告等。 |
| 令和4年 2月17日 | 第2回推進部会 | 現状と課題の検討、市民意識調査の設問検討 |
| 令和4年 3月30日～ 4月15日 | 市民意識調査実施 | 対象：無作為抽出した、18歳以上の市民男女1,500人 |
| 令和4年 8月23日 | 令和4年度第1回推進部会 | 第3次計画の課題整理と、第4次計画での対応策検討 |
| 令和4年 8月29日 | 令和4年度第1回推進委員会 | 市民意識調査の報告、第3次計画の進捗報告、スケジュールの確認 |
| 令和4年 9月1日 | 第2回推進部会 | 第4次計画の体系・施策の展開・指標の案の検討 |
| 令和4年 9月29日 | 第3回推進部会 | 第4次計画の体系・施策の展開・指標の内容協議、計画素案の検討 |
| 令和4年 10月14日 | 第4回推進部会 | 第4次計画素案の確認 |
| 令和4年 10月20日 | 第2回推進委員会 | 第4次計画素案について説明、協議 |
| 令和4年 11月1日 | 令和4年度第1回推進会議 | 第4次計画素案の協議 |
| 令和4年 11月10日 | 議会総務文教常任委員会 | 第4次計画素案の説明 |
| 令和4年 12月26日～ 令和5年 1月23日 | パブリックコメント実施 | 市ホームページ、各施設において第4次計画（案）の閲覧・意見募集 |
| 令和5年 2月16日 | 第3回推進委員会 | パブリックコメントの報告、第4次計画（最終案）の審議 |
| 令和5年 3月 | 市長決裁 | 基本計画の策定 |

十日町市男女共同参画推進委員会 委員名簿

(50音順、敬称略)

| 氏 名 | 所属・推薦団体等 | 任期 |
|-----------|-----------------|-------------------------|
| 阿 部 玲 子 | 十日町商工会議所 | 令和3年6月1日～ 令和5年5月31日 |
| 金 澤 正 道 | 十日町人権擁護委員協議会 | 令和3年6月1日～ 令和5年5月31日 |
| 楯 沢 葵 | 公募委員 | 令和3年6月1日～ 令和5年5月31日 |
| 櫻 澤 晋 介 | 十日町市PTA連合会 | 令和3年6月1日～ 令和4年7月18日 |
| 庭 野 文 男 | 連合中越地域協議会十日町支部 | 令和3年6月1日～ 令和5年5月31日 |
| 羽 鳥 輝 子 | 十日町農業協同組合 | 令和3年6月1日～ 令和5年5月31日 |
| ○ 平 野 久 美 | 十日町市民生委員児童委員協議会 | 令和3年6月1日～ 令和5年5月31日 |
| 藤 田 敦 | 十日町市PTA連合会 | 令和4年7月19日～ 令和5年5月31日 |
| 藤 村 真美子 | 公募委員 | 令和3年6月1日～ 令和5年5月31日 |
| 丸 山 恵 | 公募委員 | 令和3年6月1日～ 令和5年5月31日 |
| ◎ 山 賀 と し | 十日町市女男ネットワーク | 令和3年6月1日～ 令和5年5月31日 |

※ ◎は委員長、○は副委員長

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促

進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと

認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議

会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2** この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3** この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第二条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2** 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3** 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4** 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2** 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3** 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4** 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5** 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2** 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は準配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受け

ることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身

体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかめしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかめしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、画像その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかめしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族

等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかめしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）と同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令

が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条

第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二

号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|----------------------|---|
| 第二条 | 被害者 | 被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。) |
| 第六条第一項 | 配偶者又は配偶者であった者 | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者 |
| 第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 | 配偶者 | 第二十八条の二に規定する関係にある相手 |
| 第十条第一項 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 |

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料

に処する。
附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定

による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

目次

| |
|---|
| 第一章 総則 (第一条—第四条) |
| 第二章 基本方針等 (第五条・第六条) |
| 第三章 事業主行動計画等 |
| 第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条) |
| 第二節 一般事業主行動計画等 (第八条—第十八条) |
| 第三節 特定事業主行動計画 (第十九条) |
| 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第二十条・第二十一条) |
| 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第二十二条—第二十九条) |
| 第五章 雑則 (第三十条—第三十三条) |
| 第六章 罰則 (第三十四条—第三十九条) |
| 附則 |

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定め

る表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは

「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをい

う。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日
- 二及び三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則

第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前とした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前とした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を

除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

十日町市男女共同参画推進委員会規則

(平成 17 年4月1日規則第 23 号)

平成 22 年4月 1 日改正
(平成 22 年3月 31 日規則第 12 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、十日町市附属機関設置条例(平成17年十日町市条例第36号)により設置された十日町市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、意見及び提言を行う。

- (1) 十日町市男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進に関すること。
- (3) その他第1号の計画の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 委員のうち、おおむね3分の1は、公募によるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員でない者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (略)

十日町市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(平成17年4月1日訓令第16号)

令和5年2月1日改正
(令和5年2月1日訓令第1号)

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を促進するため、十日町市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 十日町市男女共同参画計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策に関する連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画施策の推進に関して必要と認められること。

(構成)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 推進会議に会長、副会長及び委員を置き、会長には市長を、副会長には副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会の設置)

第5条 計画の策定及び推進に関し、具体的施策の協議、関係課との連絡調整及び計画の進捗管理を行うため、推進会議の下部組織として、十日町市男女共同参画推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に事務を統括する座長を置き、座長には企画政策課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて座長が招集する。
- 5 座長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(推進部会の設置)

第6条 計画の策定に関し必要な事項についての調査及び研究を行うため、幹事会の下部組織として、十日町市男女共同参画推進部会（以下「推進部会」という。）を置く。

- 2 推進部会の構成員は、35人以内とし、市長が任命する。
- 3 構成員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。
- 4 推進部会には、会議の効率的な運営を図るため、必要に応じて班を置くことができる。
- 5 推進部会は、必要に応じて企画政策課長が招集する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (略)

別表第1 (第3条関係)

会長
市長
副会長
副市長
教育長
委員
総務部長
市民福祉部長
産業観光部長
建設部長
環境エネルギー部長
教育文化部長

別表第2(第5条関係)

企画政策課長
総務課長
財政課長
防災安全課長
福祉課長
市民生活課長
子育て支援課長
健康づくり推進課長
地域ケア推進課長
産業政策課長
農林課長
都市計画課長
生涯学習課長
学校教育課長
市長が必要と認めた職員

男女共同参画関係年表

| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 新潟県の動き | 十日町市の動き |
|-------------------|--|---|--|---------|
| 1975 (昭和 50 年) | 国際婦人年 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 世界行動計画」採択 | 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 総理府に婦人問題担当室設置 | | |
| 1976 (昭和 51 年) | 国連婦人の 10 年（～1985 年） | 「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」施行 民法等一部改正（離婚復氏制度） | | |
| 1977 (昭和 52 年) | | 「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館 | 青少年福祉課（民生部）母子婦人係が婦人問題担当 | |
| 1979 (昭和 54 年) | 国連総会「女子差別撤廃条約」採択 | | | |
| 1980 (昭和 55 年) | 「国連婦人の 10 年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択 | 「女子差別撤廃条約」署名 | | |
| 1981 (昭和 56 年) | 「女子差別撤廃条約」発効 | 「国内行動計画後期重点目標」発表 民法等一部改正（配偶者相続の引上げ等） | | |
| 1985 (昭和 60 年) | 「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 | 「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布 国籍法及び戸籍法一部改正 | 婦人青少年課に改称 「新潟県婦人対策の方向」策定（～昭和 70 年度） | |
| 1986 (昭和 61 年) | | 「男女雇用機会均等法」施行 国民年金法の一部改正施行（婦人年金権の確立） | | |
| 1987 (昭和 62 年) | | 「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定 | | |
| 1990 (平成 2 年) | 国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 | | 婦人青少年課に婦人係設置 | |
| 1991 (平成 3 年) | | 「育児休業法」公布 「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画（第 1 次改定）」策定 | 女性児童課（民生部）に改称し、課内に女性政策推進室設置 女性問題協議会設置 | |

| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 新潟県の動き | 十日町市の動き |
|-------------------|---|--|---|--|
| 1992 (平成 4 年) | | 「育児休業法」施行 初の婦人問題担当大臣任命 | 「いがたオアシス女性プラン」策定 | |
| 1993 (平成 5 年) | 世界人権会議 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 | 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」公布・施行 | 財団法人新潟県女性財団設立 | |
| 1994 (平成 6 年) | | 総理府に男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置 | | |
| 1995 (平成 7 年) | 第 4 回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択 | 「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） | | |
| 1996 (平成 8 年) | | 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 | 「ニューにいがた女性プラン」策定 民生部女性児童課女性政策推進室を改組、環境生活部に女性政策課設置 新潟ユニゾンプラザ開館 | |
| 1997 (平成 9 年) | | 男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布 | | |
| 1998 (平成 10 年) | | | | 旧十日町市企画人事課企画係事務分掌に「女性政策に関すること」を位置づけ 旧十日町市「地域セミナー」を女性問題の解決の視点から開催 |
| 1999 (平成 11 年) | 国連総会「女子差別撤廃条約選択議定書」採択 ESCAP ハイレベル政府間会合（女性 2000 年会議地域準備会）開催（バンコク） | 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「改正男女雇用機会均等法」施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行 | | 旧十日町市「男女共同参画プラン庁内策定委員会」 「十日町市男女共同参画プラン検討委員会」設置 旧十日町市「男女が共に歩む社会づくりに関する意識調査」実施 |
| 2000 (平成 12 年) | 国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク） 「政治宣言」、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）採択 | 「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」公布・施行 | | |

| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 新潟県の動き | 十日町市の動き |
|-------------------|--|---|--|---|
| 2001 (平成 13 年) | | 男女共同参画会議設置 内閣府に男女共同参画局設置 DV 防止法施行 第 1 回男女共同参画週間 「育児・介護休業法」改正 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 | 「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」(平成 13 年度～17 年度) 策定 男女平等推進施策調整会議設置 | 旧十日町市「とおかまち男女平等プラン」策定(平成 13 年度～19 年度) |
| 2002 (平成 14 年) | | | 「男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定 県民生活・環境部男女平等社会推進課に改称 男女平等社会推進審議会設置 男女平等推進相談室開設 | |
| 2003 (平成 15 年) | | 男女共同参画推進本部決定 「女性のチャレンジ支援策の推進について」 「次世代育成支援対策推進法」・「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」・「少子化社会対策基本法」公布・施行 | | |
| 2004 (平成 16 年) | | 男女共同参画推進本部決定 「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 「DV 防止法」改正 | | |
| 2005 (平成 17 年) | 第 49 回国連婦人の地位委員会 「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク) | 「育児・介護休業法」改正 「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 | | 十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町が合併し、新生「十日町市」が誕生 附属機関「十日町市男女共同参画推進委員会」、庁内組織「十日町市男女共同参画庁内推進会議」設置 |
| 2006 (平成 18 年) | | 男女共同参画推進本部決定 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 | 「新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)(平成 18 年度～24 年度)」策定 「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」策定 新潟県ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)登録制度開始 | |

| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 新潟県の動き | 十日町市の動き |
|-------------------|---|--|---|---|
| 2007 (平成 19 年) | | 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「DV 防止法」改正 | 「新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言」実施 | 女性相談専用電話開設 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 |
| 2008 (平成 20 年) | | | | 「十日町市男女共同参画基本計画（とおかまち男女共同参画推進プラン）」策定 |
| 2009 (平成 21 年) | | 「育児・介護休業法」改正 | | |
| 2010 (平成 22 年) | 第 54 回国連婦人の地位委員会 「北京+15」記念会合（ニューヨーク） | 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 | | |
| 2011 (平成 23 年) | UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足 | | | |
| 2012 (平成 24 年) | | 『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～』策定 | | 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 |
| 2013 (平成 25 年) | | 「日本再興戦略」閣議決定（成長戦略の中核に「女性の活躍推進」） 「DV 防止法」改正 | 「第 2 次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）（平成 25 年度～28 年度）」策定 | 「第 2 次十日町市男女共同参画基本計画（とおかまち男女共同参画推進プラン）」策定 |
| 2014 (平成 26 年) | | 内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 | | |

| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 新潟県の動き | 十日町市の動き |
|-------------------|---|--|---|---|
| 2015 (平成 27 年) | 第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」(ニューヨーク) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs) 採択 | 「女性活躍推進法」公布・施行 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 | | |
| 2016 (平成 28 年) | | 「育児・介護休業法」改正 「男女雇用機会均等法」改正 「女性活躍推進法」完全施行 | 新潟県イクメン応援宣言企業(新潟県男性育児休業等応援宣言企業)登録制度開始 「にいがたイクボス促進共同宣言」実施 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(性暴力被害者支援センターにいがた)設置 | |
| 2017 (平成 29 年) | | | 「第 3 次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)(平成 29 年度～33 年度)」策定 「新潟県働き方改革共同宣言」実施 | 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 |
| 2018 (平成 30 年) | | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 | | 「第 3 次十日町市男女共同参画基本計画(とおかまち男女共同参画推進プラン)」策定 |
| 2019 (令和元年) | | 「女性活躍推進法」改正 | | |
| 2020 (令和 2 年) | | 「第 5 次男女共同参画基本計画」策定 | | |
| 2021 (令和 3 年) | | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 | 「新潟県公民協働プロジェクト検討プラットフォーム共同宣言」実施 「女性活躍推進に向けた北海道・東北地方・新潟県知事共同宣言」実施 | |
| 2022 (令和 4 年) | | | 「第 4 次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)(令和 4 年度～8 年度)」策定 | |

第4次十日町市男女共同参画基本計画

令和5年3月発行

十日町市総務部企画政策課協働推進係
〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

TEL 025-757-3693 FAX 025-752-4635

E-mail t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp

ホームページ <http://www.city.tokamachi.lg.jp/>